



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	『現段階における生産組織の展開と農民の主体形成』
Author(s)	朝岡, 幸彦
Citation	北海道大學教育學部紀要, 46, 165-204
Issue Date	1985-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29289
Type	departmental bulletin paper
File Information	46_P165-204.pdf



『現段階における生産組織の展開と農民の主体形成』

朝 岡 幸 彦

The Development of Group Farming on Production
and Peasant's Self-Formation at the Present Stage

Yukihiko Asaoka

目 次

第1章 課題と方法	165
第2章 集団栽培段階における生産組織の教育的機能	169
(1) 集団栽培の展開と農民の「意識変革」論について	169
(2) 集団栽培の「教育的意義」論について	172
(3) 集団栽培段階における農民の主体形成	173
第3章 共同利用・複合利用段階における生産組織の展開	175
(1) 自作農補完組織としての生産組織の発展	175
(2) 複合利用段階の生産組織の形態と性格	178
第4章 生産組織の運営と教育的機能	181
(1) 生産組織会計の特徴	181
(2) 利用料・賦課金と労賃	183
(3) 生産組織と農家の階層性	187
(4) 生産組織の組織・作業編成	188
(5) 構成員の生産組織に対する意識	195
(6) 生産組織参加の経済的意義	197
(7) 生産組織の教育的機能	201
第5章 まとめ	203

第1章 課題と方法

日本の農業生産力は、1970年代に中・大型機械化「一貫」体系段階に突入し、農民的農業生産力の形成と農民教育に新たな基盤を提供したと言われている¹⁾。こうした状況のもとで美土路達雄氏は、中・大型機械化「一貫」体系段階における機械装備の高度化にともなう農民の機械技能の形成に注目し、従来のカンとコツにもとづく篤農家的能力に対して、農民の新たな資質として「科学的認識能力」が形成されつつあると指摘した。これに対して山用定市氏は、中・大型機械化「一貫」体系段階に代表される農業生産力の発展にともなう、農業協同組合を中心とした農産物の流通過程での共同化に加えて、農業生産組織の発展などを通じて生産過程での共同化が、地域的な広がりをもってすすんできている現実注目した。そして、このような個々の農民経営の枠を越えた地域レベルでの農業の共同化の動きを、「地域的・集団的生产力」の形成として把握し²⁾、それを通じて農民に「民主的人格の形成」の契機が生まれていると指摘した。すなわち、現段階における農民の主体形成を、美土路氏はひとりひとりの農民の中での「科学的認識能力」

の形成として把握しているのに対して、山田氏は農民の「民主的人格の形成」として把握することによって、そこに農民の地域的・集団的な対応が必然的に必要となってきたことを示している。つまり、「民主的人格」を問題にすること自体が、個々の農民を越えた農民の地域的・集団的な関係を抜きにしては語りえないからである。この点に、山田氏が農民の「民主的人格」の形成を問題にすることの積極面があると考えられる。

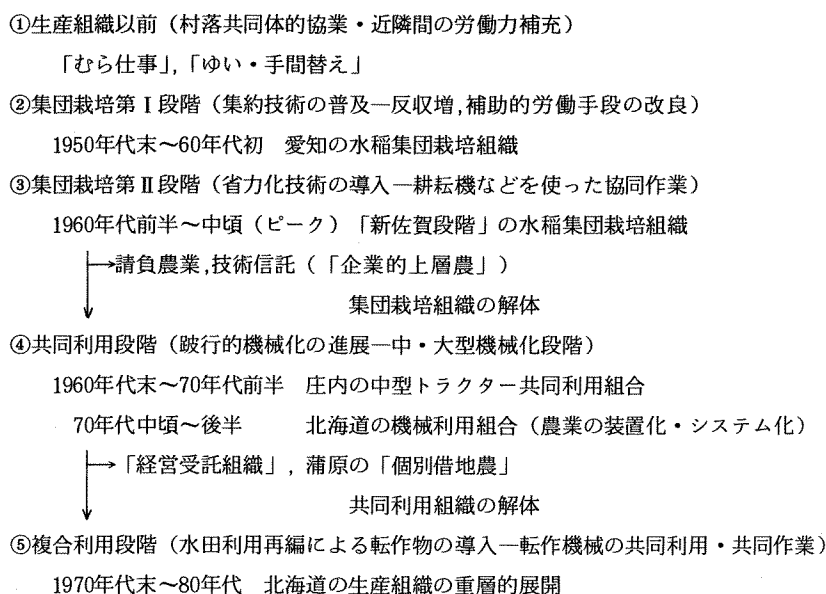
このような農民の地域的・集団的生産力の形成を前提とした農民の主体形成の理解は、その後の農民をとりまく状況の変化のもとで、より一層重要性を増してきている。第1には、1970年代中頃から「地域農政」といわれる農業構造改善政策の新段階に突入し、政策的に地域や農民の集団化がはかられてきているからである。1975年の「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」の改訂によって「農地法」にもとづかずに関係者の「協議」で賃借権を設定できるようになったことをはじめ、「地域農政特別対策事業」（1977年）による地域農業生産を直接に集中・推進する集団づくりや、「新農業構造改善事業（新農構）」（1978年）の実施など、それまでの「諸施策（官僚制・画一性・専作経営育成）から生じた矛盾を、地域自主の名において緩和させ、それを通じて地域における農業生産と政策推進のエージェントを育成・組織化することにより、構造不況下に対応しうる農業構造の構築と地域支配の担い手層育成を意図した」³⁾ 諸施策が実施されている。第2には、特定農産物の過剰（米、乳製品など）を背景とした生産調整の強行と機械の大型化・多様化による経費の増加とが、農民経営の個別的発展の可能性を著しく制約したため、農民の側からも地域的・集団的な対応をとらざるをえなくなってきたからである。今や農業生産組織は、日本の農業生産構造の中で不可欠の地位を占めている。

しかしながら、農民の地域的・集団的対応が以前に存在しなかったわけではない。日本の農業生産力がまだ人・畜力（農機具）段階にあった時、農民は農作業繁忙期の労働力不足を年雇・日雇などの雇用労働力と集落内のゆい・手間替えによって解決していた。その意味で人・畜力（農機具）段階には前近代的な内実を含みつつも、農民の地域的・集団的な対応は存在していたと言える。しかし、1960年代の日本資本主義の高蓄積過程のもとで、工業部門の急速な労働力吸収によって雇用労働力の確保が困難となったばかりか、農家労働力自体が兼業深化という形で農外部門に深く組み込まれ、農作業繁忙期の労働力確保は一層困難となってきた。また同時に、「農業構造改善」の名のもとに農業生産力の高度化（機械化）がすすめられ、中・大型機械化「一貫」体系段階に達した。この機械化の発展によって、日本の農業生産は労働生産性の向上・苦汗労働からの解放などで著しい改善がはかられた反面、管理労働の粗放化にみられる農業労働の面的な単純化がすすんだ⁴⁾。いずれにせよ、これは農作業繁忙期に必要な労働力そのものを大幅に減少させ、農民自身の兼業化をすすめる背景となったばかりか、それまで集落内に発展してきたゆい・手間替えなどの慣習を急速に解体させた。ところが、1978年から開始された水田利用再編対策（第2次減反）のもとで水稻以外の転作物の定着をはかり、しかも転作奨励金の減額によって手間のかかる市場価値の高い作物を栽培しなければならないという状況が、新たな地域的・集団的な対応を必要とした。これは、中・大型機械化「一貫」体系段階に対応した、地域的・集団的農業生産力の再編である。そしてそれは、とりわけ稲作減反圧力の強い地域において、農業機械・施設の共同利用・共同作業を行なう農業生産組織の新たな展開として現われてきている。このように、地域的・集団的農業生産力の形成、具体的には農業生産組織の発展によって、農民の「民主的人格」形成の内実がどのようにすすんでいくのかを把握するのが本稿の課題である。これを生産組織の機能と捉えれば、農業生産組織の教育的機能ないしは教育的意義といえることができる。

であろう。

そのような課題を設定する場合に、農業生産組織の性格を分析する具体的な立場として、生産組織の結成をすすめる枠組みがたとえ国家独占資本主義政策による日本農業の再編成という本質をもつものであるにせよ、それが農民の内在的な要求に結びついて農民的につくりかえられる現実的可能性をもつものである点に留意しなければならない。そして、その組織化には二面性があること、「農民層の分解を促進する面とより一層の分解をいとめる側面との両面」⁵⁾があるという認識は重要である。つまり、農業生産組織という形をとった農民の地域的・集团的農業生産力が、農業の資本主義的再編を意味する農民層分解をいかに抑制しながら真に農民的生産力として発展しているのかという実践的な視点である。したがって、農業生産組織の分析の手法も農民層分解論（農民的蓄積）の視角から行われねばならず、今日の困難な状況における自作農の発展可能性を認め、基本的に戦後自作農の経営を守り、発展させるための集团的・補完的な組織として生産組織をとらえる「自作農補完組織論」⁶⁾の立場にたつ必要がある。

図1 生産組織の歴史的展開過程（水稻を中心に）



以上のような方法にもとづいて本稿の課題の解明にとりくむ前提として、農業生産組織の歴史的な展開過程を水稻を中心に明らかにしておきたい（図1）。生産組織の展開過程は、ほぼ5つの段階に分けて見ることができる。第1は生産組織以前の段階であり、生産力的には人・畜力（農機具）段階の比較的に生産力の低い段階である。この段階では、入会地など個別農民経営を補完する村落の共同生産手段は不可欠であり、そこに村落共同体的協業としての「むら仕事」や近隣間の労働力補充としての「ゆい・手間替え」が存在した。第2は集団栽培の第Ⅰ段階であり、1950年代のおわりから60年代の初めにかけて愛知県の水稲集団栽培組織に代表されるものである。この段階では補助的な労働手段の改良は見られるものの、中心的には水稻の共同作業の実施による集約的技術の普及がはかられ、その結果として反収の増加がみられる。これが更に発展したの

が、第3の集団栽培の第Ⅱ段階である。1960年代の前半から中頃にかけて耕耘機などの機械の導入がすすみ、それらの機械をつかった協同作業の実施によって省力化技術の普及がみられる。そしてこのひとつのピークを示しているのが、「新佐賀段階」といわれる佐賀平野を中心とした水稻の集団栽培組織である。この段階は他方で集団栽培組織そのものの解体をもたらす契機ともなっている。機械の導入による省力化が請負農業を可能にし、愛知などでは広域的な技術信託の実施によって、農家間の格差が拡大している。このような状況の中から「企業の上層農家」と呼ばれる農家も生まれてきた。とはいえ、このような集団栽培方式の限界は、生産組織の新たな形態への発展を引き起こした。それが第4の共同利用段階であり、跛行的な機械化の進展によって中・大型機械の共同利用を行なうものである。1960年代のおわり頃から70年代の前半にかけて庄内平野の中型トラクター共同利用組合などの形で展開したほか、70年代の中頃から後半にかけては北海道の機械利用組合として、農業の装置化・システム化に対応したものとして発展した。他方で、このような「共同利用組合」とは別に「経営受託組織」の発展もみられ、蒲原平野では「個別借地農」と呼ばれる農家が生まれるなど、個別化のより強い動向がある。そして現段階は第5の複合利用段階に達していると考えられる。これは、水田利用再編対策（第2次減反）の実施による転作物の作付が、水稻に加えて転作物用機械の共同利用と共同作業をすすめているものである。1970年代のおわりから80年代にかけて北海道にみられる、生産組織の重層的展開がこれにあたる。

このような生産組織の歴史的な展開過程にそくして、ここでは集団栽培段階と共同利用・複合利用段階（現段階）について分析をすすめたい。

注

- 1) 美土路達雄編著『現代農民教育の基礎構造』（1981年、北大図書刊行会）

美土路氏は「とりわけ1960年代の後半から府県では中型トラクターが、70年代には自脱コンバイン、田植機が普及しはじめ、また若干の遅速はあれ、北海道にも大型トラクターと各作目の専用作業機や搾乳機、バルク・クーラー、バーンクリーナー等、大型機械化「一貫」体系がほぼ各地帯に進行し、完成するのである。」と述べ、中・大型機械化「一貫」体系の特徴を、①「一連の専用機械化はその部分作業過程のあいだに不均衡はあれ、人・畜力（農機具）段階特有のはげしい労働の季節的繁閑を平準化したこと」、②「中・大型機械化『一貫』体系という労働手段の体系的発展は自動耕耘機の場合と異なり、農業生産過程の方式全体、したがって労働過程全体を変革する条件となった」と指摘している。（同書、P33～34）

- 2) 山田定市著『地域農業と農民教育』（1980年、日本経済評論社）

山田氏は「生産・労働の社会化を基礎とする社会的生産力の形成・発展の現実的形態（したがってその段階的特徴を示す）の主要な内実が地域的・集団的生産力として示されるのである。……むしろ地域的・集団的生産力はいくまでも農民経営を基本単位として形成されるものであるが、さらにそれがひとつには、個々の農民経営の枠を越えて現実に形成されていること、そしてふたつには個々の農民経営の相互の関連における生産力の形成が現実に問題となっていることから、これを地域的・集団的生産力として性格づけるのである。」（同書P.192）と規定した上で、「大型機械体系段階における農民の生産力形成は、個別農民経営を基礎としつつそのうえに成り立つ地域的・集団的生産力として発展し、地域農業の多面的発展を条件づける。」（山田定市「農業生産力構造の現段階と農民教育」、美土路編前掲書所収P.90）と指摘している。

- 3) 河相一成「構造農政の展開」（峽暉衆三・東井正美・常盤政治編著『日本農業の理論と政策』1980年

ミネルヴァ書房所収) P.228

河相氏は、この「地域農政」の諸施策の具体的な現われとして、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）の改訂（1975年）、地域農政特別対策事業（1977年）、新農業構造改善事業（1978年）、第2次減反（1978年）を指摘している。

4) 鈴木敏正（『あすの農村』1980年12月号、新日本出版社、誌上討論での発言）

5) 田代洋一「戦後日本の農民層分解」（暉峻・東井・常盤編著、前掲書所収）P.274

6) 鈴木敏正「いま、集団的生産組織が問題になるわけ」（永田恵十郎・波多野忠雄編『これからの農業経営』1983年、農林統計協会所収）

鈴木氏は「現段階の農業問題の争点は、戦後自作農の発展の可能性を認めるかどうか、という問題にかかっている」と指摘した上で、現代生産組織の3つの見方として①「生産組織を一つの過渡的な形態とみる見方」、②「生産組織それ自体が戦後自作農体制にとって代わる一つの経営形態であるという見方」、③「戦後自作農の経営を守り、発展させるための集団的な、補完的な組織として生産組織をとらえる見方」（以上、P.177）があると述べている。

第2章 集団栽培段階における生産組織の教育的機能

(1) 集団栽培の展開と農民の「意識変革」論について

農業生産組織の原型は、1957年頃に結成された愛知県安城市の水稲集団栽培型生産組織であると言われている。この愛知県の西三河平坦部を中心とした水稲集団栽培は、集団栽培段階の生産組織の先駆的な意義をもつばかりでなく、その提唱者であり推進者であった愛知県農業試験場の技術者たちによる理論的な裏づけをもち、農民の主体形成に積極的に取り組んでいるという点で注目される。これを実証的にとりあげ、農民の「意識変革」として位置づけたのが三好四郎・森博男両氏の論文⁷⁾である。そこでこの論文の記述を中心に、水稲集団栽培の特徴をふまえた上で、実際に愛知県桜井町東町の水稲集団栽培組織の変容過程を明らかにし、そこに見られる集団栽培における農民の意識変革が何であったのかを整理したい。

愛知県の水稲集団栽培を提唱し、推進してきたのは愛知県農業試験場の技術者たち、とりわけ西尾敏男氏であった。西尾氏は、生産組織の基本的な形態である集団栽培・技術信託・経営受託の発案者として、その後の全国生産組織の動向に少なからぬ影響を与えてきた。この西尾氏による水稲集団栽培の考え方の特徴を、次の6点に整理することができる。第1の特徴は、集団栽培がすぐれて技術的合理性をもっているということである。従来の「立地条件の似た中で、マチマチの稲作をやってきた」個人主義的な稲作の不合理性は、「1本の土管、1枚の堰板で、水の調節をしなければならない一帯で、早生から中生、晩生が入り乱れ、早植、普通植が錯綜していて満足な管理ができそうなのははずはない」状態として明確に現われていた。そしてこのような不合理性が存在する背景には、「耕作者の知識がマチマチ」であるという現状があり、これを克服するために「集団体型」をとることで「土地と品質に対する農家の知識」を揃える必要があると考えられた。このような条件の中から、「稲の生理を知っていても、知らなくても、集団栽培をすることによって、一切が合理化されるから、収量はあがってくる」という集団栽培の合理性が生まれた。第2の特徴は、集団栽培が大衆的・公開的・省力的な簡易栽培技術であるということである。従来の稲作に対する考え方は、個人主義的・秘传的・排他的・労働集約的篤農技術にもとづくものであり、これに対する反省と批判の上に立つ集団栽培は、それとは対照的に大衆的・公

開的・省力的な簡易技術にもとづくものである。つまり、集団栽培によって「名人芸的な篤農技術から脱皮して、科学的根拠にもとづいて規格化された稲作技術で、軌道化していくということ、ひいては、日本の稲作が昔からつづいてきた小農技術の『ワク』から抜けだして、近代的な稲作への一步をふみ出すことにはかならない。」また同時に、こうした技術の性格の変化は、農民の意識の変革にも少なからぬ影響を与える。従来の稲作に関する篤農家の意識には、①米の増収だけを目的とし、②「人はどうでも自分さえよければ」と考える傾向が見られた。しかし集団栽培は、①稲作を自分の生活手段として位置づけ、②「みんな一緒に」という考え方を前提としている。この点に農民の意識のうえでの重要な変化を見出すことができる。第3の特徴は、集団栽培の基本的内容が、品種の統一化・出穂期の統一化・成育段階の統一化であるということである。つまり、「品種を集団的に統一することなしには実施することのできない技術が多くなったのである。中干しもやかましくいなければ、穂肥もない、薬剤散布、除草剤もない時代ならば、各戸が思い思いの品種を寄木細工のように栽培しても差し支えなかったかもしれないが、イネの研究が進んで品種に応じた適期管理が説かれ、早期栽培、早植え、普通植えと分化した稲作をやるには、集団ごとに品種を統一してイネの生育段階をそろえることをしなかったら、何ひとつ満足にはできないのである。」こうして集団栽培の第一段階は、用水系統・土壌型・裏作物を勘案して、団地ごとに1品種または熟期の似た2～3品種に作付品種を統合すること、すなわち、品種の統一化・出穂期の統一化・成育段階の統一化からはじまった。第4の特徴は、集団栽培によって「話し合いによる稲作」、すなわち栽培協定が農民の間に結ばれたことである。「集団栽培では、品種をはじめ、植付時期、肥料、薬剤散布、用水管理など、おもな仕事や基本になる技術の話し合いが行なわれ、協定が結ばれる」ことによって、農民の間に話し合いをやりながら稲作を行なうというやり方、すなわち「話し合いによる稲作」が定着してきた。第5の特徴は、集団栽培には目的意識性が不可欠であるということである。「みんなで話し合い、歩調をそろえて、集団で栽培していくんだという気持ちになってそろったものでなければ、たとえ集団体型がとられていても、それは集団栽培としては、魂のはいらぬ仏にひとしい。」言わば、生産の共同化へ向けた農民の目的意識的な活動が、集団栽培を実質的にすすめていく条件となるのである。第6の特徴は、集団栽培が農業共同化の前提となる農民の意識変革と技術体系とを、最も初歩的な段階から準備するものだということである。これを技術体系に限って言えば、「品種の統一を基盤とする集団栽培からはじめて協業のやりやすい『場』をつくり、気持ちの成長に平行してだんだん協業化の内容を高めて」いくということである。つまり、集団栽培は従来の私的土地所有と零細個別経営には基本的に手をふれることなしに、生産過程の集団化を実現し、分業にもとづく協業を可能にした最初の形態と言える。（引用は西尾氏の諸論稿による）

したがって、提唱者たちの水稻集団栽培という考え方には、零細経営が支配的なわが国の農業の近代化をはかるために共同化が必要であるという認識を前提として、この農業の共同化をできるところから少しずつすすめていこうとする実践的な背景がある。そこでまず、それまで日本の農業の近代化をはばんできた孤立主義的な篤農技術・篤農意識を否定して、科学的根拠にもとづく規格化された省力的技術を大衆的・公開的な形態ですべての農家に普及することで生産力を向上させようとした。そしてその第一歩として、一定面積の団地に統一した稲の品種を作付ける栽培協定を結ぶことから始め、農民の共同意識の向上にともなって共同化を逐次すすめていこうとするものであった。

このような特徴をもった愛知県的水稻集団栽培組織の展開過程を、三好・森両氏は愛知県碧海

郡桜井町の東町部落の事例をもとに分析を行なっている。この東町部落では、「1戸当り経営耕地面積の少ないことと、兼業比率の高いこととは『日曜百姓、三ちゃん百姓』は必然で、労働生産性を目指す集団栽培への希望はみんながいただいていた」⁸⁾と指摘されているように、この集落での水稻集団栽培が他律的に外部から植えつけられたものではなく、農民の内部から自主的・内発的に生み出されたものである点が重要である。そこで、両氏の分析にそくして東町部落における水稻集団栽培の展開をみると、次の4つの時期（段階）をへてきていることがわかる（図2）。

図2 愛知県桜井町東町集落の水稻集団栽培組織の変容

- ＜集団栽培の第一段階＞ 用水系統による団地設定, 水稻品種作付協定, 用水管理・防除作業の共同化,
(1960年) 作業時期・施肥計画の統一（全く自主的・内発的に成立）
- ＜集団栽培の第二段階＞ 集団による耕耘機購入, 刈取り以前の諸作業の協同化
(1961・62年) （共同作業を中心とし, これを個人作業と結合）
- ＜集団栽培の第三段階＞ 国の実験集落に指定, 作業の大型機械化, 直播栽培, 基幹作業のオペレーター
(1963・64年) への集中, 麦作の請負化
- ＜集団栽培の第四段階＞ 農協の技術信託部の設置（オペレーター組織の拡大）
(1965年以降)

＜集団栽培の第一段階＞（1960年）東町部落の集団栽培は、①1955年までに自主的に団体営として行なわれた土地改良によって土地条件が整備されていたこと、②農事研究会員のような優れた指導者が多く就農していたこと、③土地改良事業や研究会活動を通じて「部落ぐるみの運動」は過去の経験の上に醸成されていたこと、などの好条件を基礎として、農事研究会員を中心とする10 haの集団栽培として実現した。これはまず、用水系統によって団地を設定し、それぞれの団地の稲の作付品種を統一する作付協定を結び、その上で防除作業の共同化や作業時期・施肥計画の統一化をはかるというものであった。その意味で、この段階の集団栽培は全く農民の自主的で内発的な活動であったと言える。＜集団栽培の第二段階＞（1961・62年）第一段階では「一番大切な苗作りが個々であった」ために稲作の標準化・規格化が不十分であり、部分的集団栽培では「同一農家内における集団作業と個人作業とへの調和のとれた労働力配分に困難を生じた」ということから、1961年に部落のすべての農家を含む集団栽培へと発展した。この段階では集団（組合）が耕耘機4台を購入し、用水管理・防除作業のみでなく、育苗や田植作業まで共同化し、刈取り前までのすべての諸作業を共同化するまでになった。また、苗代と苗代跡地の経営を部落の共同経営とするなど、共同作業を中心とし、これを個人作業と結合するという形態をこの時期に確立した。＜集団栽培の第三段階＞（1963・64年）1962年度に東町水稻集団栽培を母体にした隣接部落の農地を加えた50haの水田を対象として、国の農業機械化実験集落に指定され、秋には大型機械が導入された。1963年には直播栽培を行なう技術革新実験圃が設置され、一般圃の一部でも直播栽培が行なわれ、トラクターを基幹とした集団栽培が実施された。すなわち、一般圃の直播部分は収穫前までの諸作業と乾燥調整作業は機械化が実現しているばかりか、移植部分も耕耘作業と防除作業および乾燥調整作業は機械化されることとなった。そして、大型機械化された作業については個々の農家はその労力負担から解放され、もっぱらオペレーターの担当するところとなった。また、裏作麦ではすでにこの段階で一貫機械化が可能となっており、東町農事部の請負

経営化がすすんでいる。〈集団栽培の第四段階〉（1965年以降）1965年から桜井農協に技術信託部が設置され、東町部落の6人のオペレーターが全員この技術信託部員となる。この体制は、農協と町がトラクターその他の大型機械を購入し、稲作および麦作の大型機械作業について、町内一円の希望農家から技術信託をうけ、この作業を技術信託部員が農協の機械を賃借りして担当し、信託農家から作業別に規定の料金を徴収するというものである。このように第三段階までは共同作業を中心に個人作業を結びつけていくという形態であったものが、この第四段階では作業の中心は信託部分に移行し、これに共同作業と個人作業が結びつくという、言わば部落の集団栽培と町の技術信託が結合した形態となった。

以上のような水稻集団栽培の展開から、三好・森岡氏は集団栽培によって次のような農民の意識変革が見られると指摘している。「農民の意識変革の第一の側面」は、農民の「共同意識」の向上として捉えることができる。各地の集団栽培の中心となった指導的な人々が共通して、集団栽培の成果として共同意識の向上を強調しているほか、実際に東町部落の農民の意識にはかなりの程度まで共同意識が定着していると言える。苗代地の耕作権を放棄して、苗代もその跡地利用も部落の共同経営にしてしまったということは、それ自体として従来の農民意識から見れば共同意識の成長と言える。またこの部落では、水管理・土地利用・施肥法についても共同化に対して積極的な評価を下す傾向があり、共同作業による労働拘束に対して殆んど負担を感じないところまで共同意識を高めてきていることが、愛知県のアンケート結果から明らかになっている。そして更に、この部落の農民は個々の経営面積のことは考えず、すべてを部落の全耕地面積で処理し、共同作業にともなって自分が他人の田を耕し、他人が自分の田を耕すという状態を「何とも思わない」までに共同意識を高めてきていると言われる。「農民の意識変革の第二の側面」は、労働および生産手段の現金評価すなわちV範疇の認識にある。これは具体的には次の2つの形態で現われてくるものであり、第1は集団栽培の共同作業にかかる費用のいっさいを現金で精算すること、第2は同一労働・同一賃金の原則を前提に従来は無償のものとされていた家族労働・村役的労働を現金評価することである。このように集団栽培の共同作業を通じて、生産手段と労働の現金評価が行なわれ、そこに農民の意識の中にV範疇の認識を前提とした合理的労働観の定着がみられるのである。

したがって、この東町部落を含む水稻集団栽培の展開は、まず孤立主義的な篤農意識の否定とそれに対する大衆的・公開的な「共同意識」の定着という第一の農民の意識変革を前提とし、これを経済的に支えるかたちで従来は無償のものと観念されていた家族労働・村役的労働の現金評価による合理的労働観の定着という第二の農民の意識変革を実現しつつあると考えられるのである。ことような集団栽培による農民の意識変革の問題を、社会教育学者の立場から生産組織の教育的意義として捉えようとしたのが藤岡貞彦氏である。

(2) 集団栽培の「教育的意義」論について

藤岡貞彦氏が集団栽培の「教育的意義」に関して述べているところはあまり多くなく、またこの問題に実証的に取り組んでいるわけでもない。しかし、同氏にとって集団栽培段階の生産組織の「教育的意義」は、「農業の主体と地域の主体」を展望するうえでの重要な位置づけをもつものである。ここでは、「農村社会と教育」の展望として、前出の西尾敏男氏の著作など当時（1960年代）の集団栽培の諸実践から、その機能に関して述べている部分を通じて同氏の論理を確認したい⁹¹⁾。

藤岡氏の論理の前提は、農地改革によって確立された農民的土地所有を基盤とし、農業基本法によってすらも手をふれることのなかった「家族経営形態」が、核家族化と労働力不足、更に大型機械の導入を通じて、「機械化集団」とその共同作業へと代わりつつあるという認識である。つまり、「農業における生産力は、小農制を桎梏としはじめており、家族解体の社会現象と大型機械の技術的性格は、ともに家族経営形態をある時点で変革する契機になりはしないか」という期待である。であればこそ、「日本経済の高生産力を前提に、農民的土地所有、農業の家族経営形態を歴史経過的存在とみる」「見通しが正しく、非家族的経営形態が科学的経営を保障するようになるとすれば、教育の任務は、現在の『自立経営農家』水準のかたを大胆に望見しうる力を学習主体に身につけさせることでなければならない」ということになる。これはかなり慎重な言いまわしながらも、事実上、同氏が農業生産力の発展による非家族的経営形態の必然性を、農民教育の重要な課題として位置づけていることを示すと考えられる。そしてこのような状況を同氏は「生産の社会化」と呼び、この「生産の社会化が必然であることを農村におけるさまざまな集団、なかんずく生産集団が農民に教育している」と、生産組織の教育的作用を指摘している。その実例として同氏が考えるのが、西尾敏男氏の稲作集団栽培や茨城県玉里村玉川農協の実践であり、1960年代の大型機械導入にあたってつくられた機械利用組合や共同防除組合である。

では、この生産組織の教育的利用（教育的意義）は、一体何によって保障されるのであろうか。そこで藤岡氏は、「これら生産集団が発展的展望を持ちうるためには、集団が『開かれた』ものとなっていなければならない。教育作用が系統的・指導的に集団内で意図されておらねばならず、集団は『農民の連帯による営農のための基本的諸条件の獲得』の運動と結びついていなければならない。もしこれらの条件を欠くならば、生産集団による教育的作用は技術面にとどまり、農民の認識を農業・農政の主体者意識にまで育てることはできないからである」と述べる。つまり、藤岡氏の言う生産組織の教育的意義とは、農民に非家族経営の必然性を理解させると同時に、そのためにも農民が「農業・農政の主体、地域の主権者」としての意識をもつことにはかならない。

(3) 集団栽培段階における農民の主体形成

ここで、これまでみてきた集団栽培段階における農民の意識変革に関する2つの見解をもとに、この段階の農民の主体形成をめぐる可能性と限界について、改めて検討したい。まず、愛知県の水稲集団栽培の状況から農民の意識変革の問題を指摘した三好四郎・森博男両氏の見解は、集団栽培の進展による農民の意識変化を、①農民間の「共同意識」の向上と、②V範疇の認識（合理的労働観の確立）という2つの側面から捉えるものであった。つまり、それまで日本の農業の近代化をはばんできた個人主義的・秘伝的・排他的・労働集約的な篤農技術に支えられた篤農意識を否定し、かわりに大衆的・公開的・省力的な簡易技術にもとづく農民の「共同意識」の定着がはかられてきたということであり、また他方で集団栽培の共同作業の評価を通じて、従来は無償のものとされてきた家族労働や村役の労働を現金で評価するなど、農民の間にV範疇の自覚が生まれてきたということである。しかし、こうした農民の新たな意識がどこまで定着していたのかということは問題である。事実、東町部落の水稲集団栽培は、第三段階で国の実験集落に指定されてから技術信託へと発展するにしたがって、部落の農民の間にオペレーターとそれ以外の農民との質的な格差がより一層拡大し、少なくとも「共同意識」の基盤そのものが次第に掘り崩されてきたと考えられるからである。その限りで藤岡氏が指摘するように、教育的作用が充統的・指導的に集団内で意図されておらず、集団が「農民の連帯による営農のための基本的諸条件の獲得」

の運動と結びつけられなかったことにより、教育的作用が技術面にとどまり、農民の認識を「農業・農政の主体者」にまで高めることができなかったことが、この水稻集団栽培の限界であったと言える。

したがって、藤岡貞彦氏の見解はこのような集団栽培の現実の動向に対する反省のうえに立って、農民の意識変革を「『単なる業主』から『経営主体』への歩みにとどまらず、農業・農政の主体、地域の主権者意識にまで進み出なければならない」と質的により一層拡大して把えている点に特徴がある。しかし、そこで問題となるのが、「農民の連帯による営農のための基本的諸条件の獲得」の運動と集団栽培の活動とが、如何なる必然性をもって結びついていくのかということである。この問題に関して、藤岡氏の集団栽培段階の生産組織に対する評価が問われてくる。つまり藤岡氏は、生産組織を「非家族経営形態」として位置づけ、その発展によって家族経営に代わりうるものと考え、言わば生産組織代替形態論の立場にたっている。この立場に立つ限り、現在の戦後自作農体制に支えられた家族経営が解体しつつあることを前提にすることになり、この解体をすすめる政策に対抗して営農条件を獲得する運動をすすめることは農民の必然的な方向であり、あえて集団栽培と運動との結びつきの必然性を論ずる必要がなくなるのである。また逆の意味で三好・森両氏の見解も、事実上家族経営の解体を前提にしていると言える。つまり、水稻集団栽培の共同作業が技術信託へと変化する過程を集団の発展と見るということは、生産組織を集団栽培なり共同利用組織から結局は経営受託・借地農業に移行する一形態と見なす生産組織過渡形態論と、事実上同じ立場にたつことになるからである。

すなわち、両者が集団栽培を通して指摘した新たな農民の意識（共同意識、農業・農政の主体者意識）が、その後広範な農民層の間に必ずしも定着しえなかった大きな原因のひとつは、両者の集団栽培の展開方向に対する認識に楽観性も含めて誤りがあったからであると言えるであろう。両者の集団栽培に対する評価で共通することは、戦後自作農体制に支えられた家族経営の発展可能性を否定し、それに代わりうるものないしは次の形態への媒介物として集団栽培を位置づけているということである。このような集団栽培の評価が正しいものではないことは、その後現段階に至るまで家族経営が支配的な状況が明確に現わしている。このように戦後自作農（家族経営形態）の発展可能性を否定した視点からは、現段階における農民の主体形成に結びつく農民の意識変革を明らかにすることは困難である。したがって、集団栽培を含む生産組織の展開方向は、あくまでも戦後自作農の発展を補完するもの（自作農補完組織論）として理解されなければならない。

注

- 7) 三好四郎・森博男「水稻集団栽培と技術信託—愛知県西三河平坦部における農業共同化の一事例—」(『土地制度史学』第31号, 1966年4月所収)
- 8) 桜井町・桜井町農協・桜井町東町農事組合共編『稲作集団栽培の概要』P.6
- 9) 藤岡貞彦「農村社会と教育」(『教育学全集(増補版) 14 教育と社会』1976年, 小学館所収) P.110~113

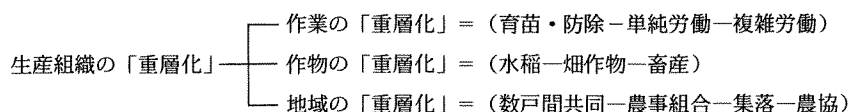
第3章 共同利用・複合利用段階における生産組織の展開

(1) 自作農補完組織としての生産組織の発展

集団栽培段階における生産組織の教育的機能と、それにもとづく農民の主体形成に関する議論には、生産組織を家族経営形態の代替形態（生産組織代替形態論）ないしは別の経営形態への過渡形態（生産組織過渡形態論）と見なすところに限界があったと述べた。生産組織の展開（発展）方向を正しく把握できない限り、それを通じてはかられる農民の主体形成を正しく理解するのは困難である。そこで、生産組織の発展の現段階と言える共同利用・複合利用段階の生産組織の教育的機能を明らかにする前提として、戦後自作農体制に支えられた家族経営の発展を補完するものとして生産組織を位置づける「自作農補完組織論」とは何か、またその視点に立った時に生産組織の発展過程をどのように把握することができるのかを考えたい。

生産組織を「自作農補完組織論」の立場から評価することは、現代の困難な状況のなかで戦後自作農の発展可能性を認め、具体的に家族経営を守り、発展させるための集団的、補完的な組織として生産組織を把握ということである。この視点に立って生産組織を評価する場合、機械化の発展と分業・協業の発展とによる農業生産力の発展を前提として、中農層を核とした農民諸階層の家族経営の発展を促す方向から、生産組織の発展過程が把握されなければならない。そして、その際の指標は生産組織「重層化」として理解できるであろう（図3）。

図3 生産組織の発展過程



このような「重層化」の進展が自作農補完組織としての生産組織の発展を意味する。

〔生産組織の発展過程のモデル〕

①集団栽培（第Ⅰ）段階－水稻の作付協定、防除の共同化

↓ 作業の「重層化」の進展

②営農組合（集団栽培第Ⅱ）段階－複雑労働を除く全ての水稻作業の共同化

↓ 中・大型機械化の進展

③営農集団（共同利用）段階－中・大型機械・施設の共同利用

↓ 作物の「重層化」の進展

④生産組合（複合利用）段階－畑作物（転作）部門での共同化

↓ 地域の「重層化」の進展

⑤土地利用管理段階－地域的な土地利用・管理の共同化

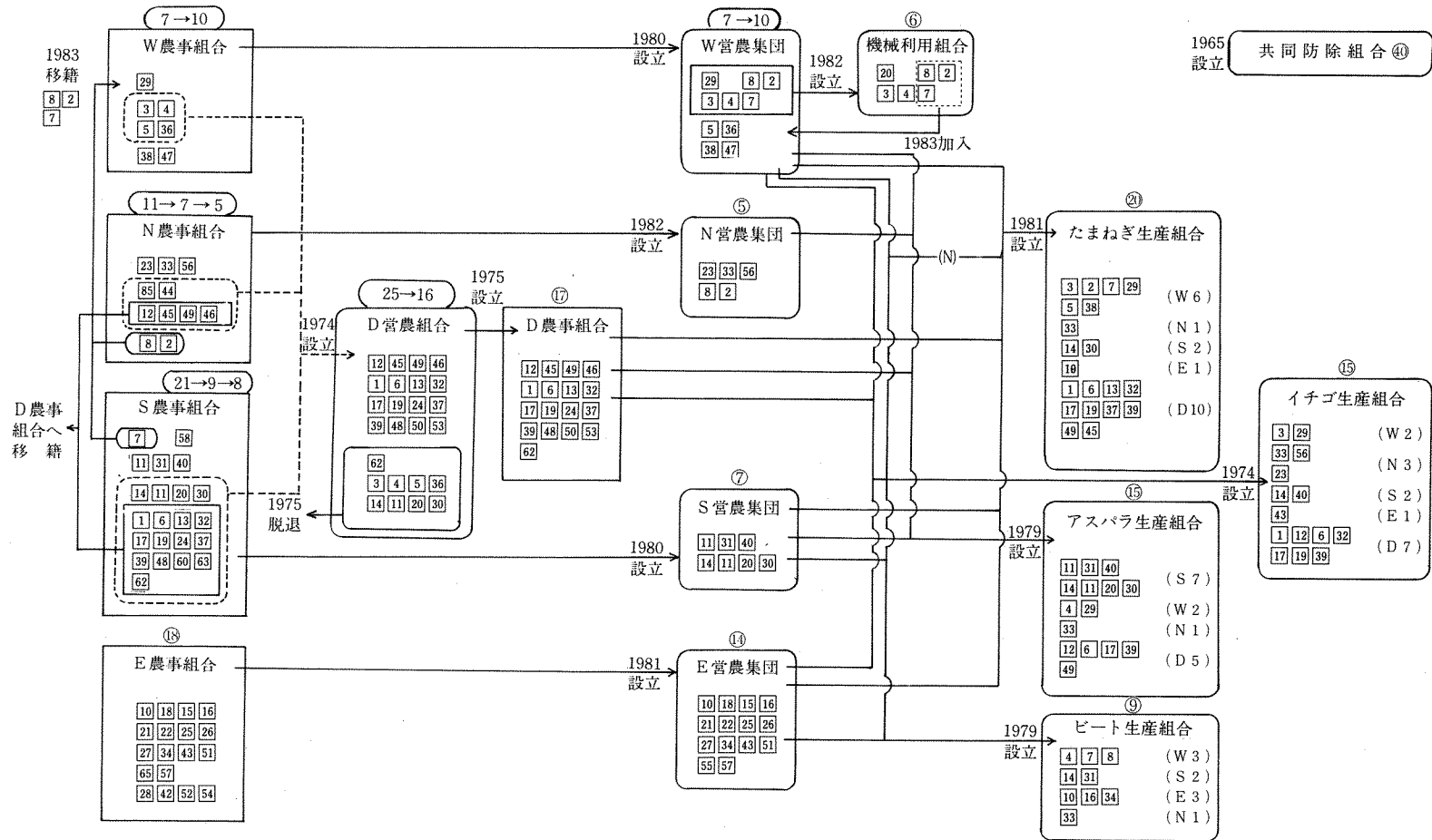
※ここでは、流過程での共同化が基本的に農協を中心として進んでおり、生産組織の発展から当面切り離して検討している。

この生産組織の「重層化」は、3つの側面での「重層化」をその主な内容とする。第1の側面は作業の「重層化」であり、育苗・防除の共同作業から始まって、その他の単純作業（耕耘・収穫など）の共同化へとすすみ、最後に複雑労働（水管理・施肥など）をも含む農作業の「一貫」共同体系が完成していくことである。第2の側面は作物の「重層化」であり、水稻の栽培に関する作業の共同化をはじめとして、減反政策の進展による転作物（畑作物）の栽培の共同化が加わり、更にこれら耕種部門の共同化に加えて畜産部門での共同化をも含むものになっていくことである。この「重層化」は、家族経営が水稻の単作経営から次第に複合経営へと発展していく状態を示している。第3の側面は地域の「重層化」であり、まず家族経営の数戸間共同に始まり、次いで農事実行組合レベルでの共同化や集落レベルでの共同化へすすみ、更に農協・市町村レベルでの共同組織づくりに至る。これらの共同化の進展は、それぞれ最初の共同化の部分を前提に次々と共同化の範囲を広げていくものであり、これはあくまでも個別農民経営の発展を補完する組織としての生産組織の発展を意味している。

このような生産組織の「重層化」の視点から、生産組織の歴史的展開過程をもとに、生産組織の発展過程をモデル化してみると次のようになる。①集団栽培（第Ⅰ）段階では、水稻の作付協定や防除作業の共同化などの単純労働の一部を共同化している。この段階から更に作業の「重層化」をすすめたのが、次の営農組合段階である。②営農組合（集団栽培第Ⅱ）段階では、複雑労働を除くほとんどの水稻作業の共同化が行なわれ、複雑労働の中でも用水管理が共同化されるようになる。この段階までは生産力的には人・畜力（農機具）段階にあり、その後の機械化の進展によって生産組織も新たな段階へと発展せざるをえない。③営農集団（共同利用）段階では、中・大型機械や施設の共同利用が中心となってくる。これら機械・施設の操作が一定の技能を前提とするため、こうした技能を身につけうる者とそうでない者との間に生産組織内での分業が行なわれる。この分業は多くの場合、性別・年齢を基準に行なわれるが、機械化以前の重筋労働とは異なり、これらの分業を固定するものとは言えない。ここまでは政策的にも単一経営化がすすめられ、水稻の単作経営を前提とした生産組織の展開が問題となってきたが、1970年代の稲作減反政策の推進によって転作物（畑作物）の導入がはかられ、生産組織でも作物の「重層化」がすすむ。④生産組合（複合利用）段階では、機械の共同利用を中心に水稻に加えて畑作物・畜産部門でも共同化がすすむようになる。まさに一戸一戸の農民経営が複合化するのに伴って、生産組織のあり方自体も複合的になってくる。このように作業の「重層化」や作物の「重層化」は基本的に数戸間の共同によって可能であり、個別農民経営の枠を完全にとり払ってしまったものが共同経営である。しかし、農業生産の最も基本的な生産手段である土地に関して、個別農民経営の間で共同化をすすめようとした場合、もはや数戸間の共同によっては実質的な効果の点で限界がある。したがって、生産組織の地域的な「重層化」をはかる必要がある。⑤土地利用管理段階では、実行組合や集落レベルでの土地利用・管理の共同化をはかりつつも、農協・市町村による土地利用計画も重要となってくる。この段階に至って、まさに個別家族経営の発展を補完する生産組織の「重層化」は、一応の完成をみる。このように生産組織の発展段階をモデルとして把握した場合、生産組織の現段階は③営農集団（共同利用）段階ないしは④生産組合（複合利用）段階であると言えるだろう。両者のちがいを生み出しているものは、その地域における減反・転作圧力の大きさのちがいであり、政策的な意味での中核地帯と限界地帯とのちがいである。

そこで次に、生産組合（複合利用）段階に達した生産組織が現実にはどのような形態と性格とをもっているのかを明らかにするために、「北限」稲作地帯と呼ばれる北海道・名寄市のA集落に

図4 生産組織関連図(A集落)



※ □内の数字は、1978年時点での農家の経営耕地規模の順位にもとづいた農家番号。

「現段階における生産組織の展開と農民の主体形成」

おける生産組織の展開状況を見たい。

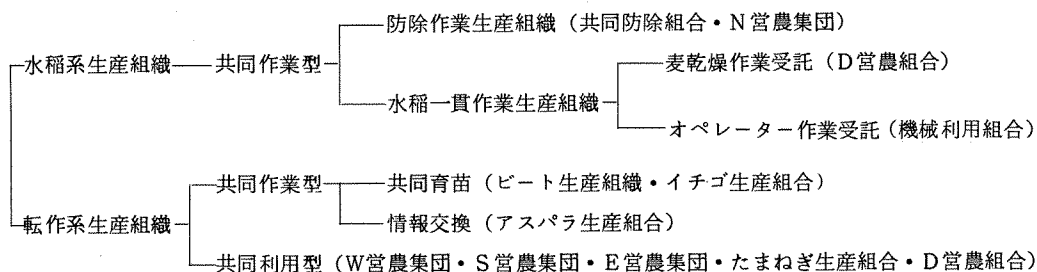
(2) 複合利用段階の生産組織の形態と性格

札幌から北へ約200km,夏季の平均気温16.1度という道北の寒冷地に「北限」稲作地帯・名寄市はある。稲作減反政策のもとで北海道自体が「稲作不適地」の烙印を押され,稲作生産から排除されようとしている現在,このような「北限」稲作地帯への減反圧力はきわめて大きい。実際に,北海道内でも減反割当が地域ごとに傾斜配分されているため,名寄市などの「北限」稲作地帯には道央の「中核」地帯に比べて一層厳しい減反率が割当てられており,1980年の名寄市の転作実施面積は田本地面積の52.4%にも及んでいる。こうした厳しい状況のもとで急速に畑作物の導入がはかられ,農民経営が水稻単作経営から水稻を軸にした複合経営へと脱皮していくのにもなつて,A集落のようにその過程で生産組織の多様な展開と農事実行組合など集落構造の再編成がすすんできている(図4)。

A集落には,現在11の生産組織があり,集落内の農家のほとんどが何らかのかたちでこれらの生産組織に参加している。このように農業生産の中で,生産組織がきわめて大きな地位を占めていること自体が,A集落の構造的特質のひとつである。そしてそれは,この集落の農民が地域的・集団的な対応に積極的に取り組んできたことを示すものであり,とりわけ第2次減反(水田利用再編対策)のもとで個別の農民経営を補完するものとして生産組織を積極的に利用してきたことを現わしている。しかし,この集落での生産組織の特徴は,単に組織の数や参加農家が多いということだけではない。より重要なことは,これらの生産組織を各農民経営がそれぞれの経営形態に応じて使いわけているということである。つまり,ひとつの生産組織が総合化することによって農民経営をすっぽりと包み込んでしまうのではなく,ひとつひとつの生産組織がそれぞれの特定の機能をもって農家を組織し,農民経営はそれらを組み合わせて使うことによって,結果として農民経営のほとんどの部分が生産組織に補完されているのである。

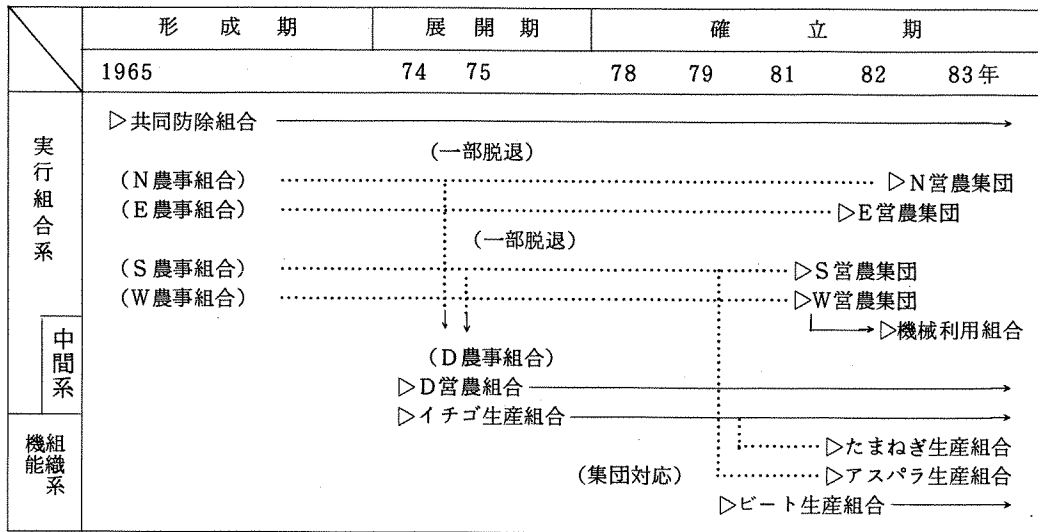
そこでまず,A集落の生産組織をその機能の面から分類すると,次のようになる(図5)。

図5 A集落における機能別生産組織の類型



これらの生産組織には,水稻を対象にしたもの(水稻系生産組織)と,転作物(畑作物)を対象にしたもの(転作系生産組織)の2つのタイプがあることがわかる。そして水稻系生産組織の中には,防除作業のみを共同でやる防除作業生産組織(共同防除組合・N営農集団)と,水稻作業のほとんどを共同でやる水稻一貫作業生産組織(D営農組合・機械利用組合)とがある。また,転作系生産組織の中にも,実際に共同作業を行なう共同作業型生産組織(ビート生産組合・イチゴ生産組合・アスパラ生産組合)と,転作物用機械の共同利用だけを行なう共同利用型生産組織

図6 A集落における生産組織の展開



(W営農集団・S営農集団・E営農集団・たまねぎ生産組合・D営農組合)とがある。このように機能的には、細分化された生産組織が農家を取りまいているのである。そして、先に見た生産組織の発展過程との関連からこれらの生産組織をみると(図6),この集落における最初の実行組合系生産組織であり、1960年代の中頃に水稻の集団栽培組織が全国的に普及するなかで作られた共同防除組合は、集団栽培段階の実行組合系生産組織である。しかし、愛知県の集団栽培組織などとは異なり、水稻の防除作業のみを共同で行なっているため、全集落的な規模で広がりをもっているにもかかわらず、技術信託など別の形態へ転化することなく現在まで残っている。他方、それ以外の生産組織は、基本的には機械利用・複合利用段階の実行組合系生産組織であり、1970年代の後半以降に転作と集団化に対応してつくられた組織である。

また同時に、生産組織の参加農家と既存の集落組織である農事実行組合との関係を見ると、この新しい生産組織も2つのタイプに分かれることがわかる。ひとつは、農事実行組合の構成員のかなりの部分が、その地縁的なつながりを使って生産組織を設立した実行組合系生産組織である。つまり、減反や米価のすえ置きなど全般的な農業経営の不安の増大に対応するために、従来からある農事実行組合を単位に組織された生産組織である。したがって、農事実行組合が再編成されるのにもともなって、様々なレベルでの共同化が行なわれている。もうひとつは、農事実行組合のような地縁的なつながりをひとまず離れ、特定の転作物の導入を目的に作物ごとに組織された機能組織系生産組合である。この生産組織は、基本的には農事実行組合などの既存の組織とは独自に、農家間の「機能的」つながりによって組織されている。

しかし、生産組織の性格を把握するうえで最も大きな意味をもつのは、参加農家の経営耕地規模であり、言わば農民層分解論の視点である。例えば、豊田隆氏は1970年代の半ば以降伸びてきた「集団的・生産組織」を対象として、その構造と農民にとっての意識を解明するなかで、農民層分解論的アプローチによる生産組織の類型区分を行なっている¹⁰⁾。その類型区分とは、中農下層・貧農半プロレタリアを結合する集落ぐるみ組織<生産組織Ⅰ>、中農下層を担い手とし少数の専門的農家へ純化した受託小集団<生産組織Ⅱ>、貧農・半プロレタリア層を担い手とし多数の半プロ

表1 A集落の農業生産組織の概況

生産組織名						参加農家	備 考
	I	II	III	IV	V		
D 営 農 組 合	4	3	4	5	—	16	水稻、麦乾の各作業を共同作業
W 営 農 集 団	6	1	2	1	—	10	転作物用機械の共同利用
機 械 利 用 組 合	5	1	—	—	—	6	オペレーター集団、水稻共同作業
N 営 農 集 団	2	—	2	1	—	5	水稻の防除機の共同利用、共同作業
S 営 農 集 団	1	4	3	—	—	8	転作物用機械の共同利用
E 営 農 集 団	2	3	5	3	1	14	転作物用機械の共同利用
たまねぎ生産組合	8	5	6	1	—	20	移植機の共同利用
アスパラ生産組合	3	6	6	—	—	15	技術・市況の情報交換・研修
ビート生産組合	4	2	3	—	—	9	共同育苗、作業機の共同利用
イチゴ生産組合	5	4	4	2	—	15	共同育苗、共同防除
共 同 防 除 組 合						40	水稻の共同防除

※ I (7.5 ha以上), II (7.5～5.0 ha), III (5.0～3.0 ha), IV (3.0～1.0 ha), V (1.0 ha未満)の経営耕地規模を表す。

ロ層の存立防衛のために結合する兼業農家集団<生産組織Ⅲ>の3つである。この生産組織の類型区分をそのまま北海道農業にあてはめることは困難であるが、A集落の生産組織の中でも実行組合系生産組織には、これに近い農民層分解論的な類型化は可能である(表1)。豊田氏の<生産組織Ⅰ>に近い全階層を含んだ生産組織には、E・N・W営農集団とD営農組合があてはまるほか、少数の専業農家の受託小集団<生産組織Ⅱ>に近い性格をもつ中農上層型生産組織に、機械利用組合があてはまると考えられる。しかし、貧農・半プロレタリア層の兼業農家集団<生産組織Ⅲ>にあたる生産組織がA集落には存在せず、かわって中農中・下層を担い手とする中農中・下層型生産組織が特異な位置を占めている。

そこで、このような形態と性格をもつ複合利用段階の生産組織を前提として、この生産組織を通じて農民がどのように主体形成するのか、言いかえれば生産組織がどのような教育的機能を果たすのかを、生産組織の運営形態を実際に分析することで明らかにしたい。

注

10) 豊田隆「危機における生産組織の農民的意義」(『農業総合研究』第35巻,第4号所収)

豊田氏は、生産組織の3類型をふまえて、「中農下層を中心とした危機対応としての生産組織Ⅱのそれなりの意義を認めるとしても、その個別分散・少数精鋭的な弱点は大きく、むしろ貧農半プロ層による自己防衛の性格の強い生産組織Ⅲを適切に位置づけながら、地域農業再建の視点から、かつて生産組織再編・解体の起点とされた、中農下層と貧農半プロ層との結合する生産組織Ⅰの意義、とくに農民の内部矛盾(労賃と地代の矛盾)を、内発的な知恵と努力によって集団的に克服していく、集団的土地利用のコーディネイト主体としての役割を再評価すべきではないか、という見解にたっているのである。そこに、現代小農経営の相互補完組織としての、農業生産組織の農民的意義をみいだす。」と結論している(同書P.86)。

第4章 生産組織の運営と教育的機能

(1) 生産組織会計の特徴

農事実行組合を基礎に、重層的・機能的な展開をしている生産組織が、実際に農民経営においてどのような役割を果たしているのか、また、組織自体がどのような発展段階にあるのかを明らかにするうえで、生産組織の組織会計を分析することは、生産組織の機能に経済的な裏づけを与えるという点で重要である。そこで、本章ではまず、農民層分解の進展が著しい「E営農集団」、逆に分解が抑制されている実行組合系生産組織である「W営農集団」、また水稲作業を中心に実質的共同化のすすんでいる「D営農組合」・「機械利用組合」の4つの生産組織について、生産組織の損益計算の分析を通して、生産組織会計の特徴を明らかにしたい。

最初に、4つの生産組織の収入内訳を比較したい(表2)。生産組織の経営が軌道に乗っているかどうかを示すひとつの指標として、組織収入のどれくらいを「利用料収入」に依存しているかということがある。それは、通常、農家の利用度にかかわらず、農家への均等割(農家割賦課金)や経営耕地面積に応じて割り当てる(面積割賦課金)「賦課金・負担金」に依存することは、生産組織の本来の機能である機械の共同利用の活発化を意味しないからである。共同利用型生産組織の場合には、あくまで共同所有機械の利用度の向上によって、収入の確保をはかることが重要だと考えるからである。このように考えた場合、E・W・Dの3つの生産組織は、収入の90%前後を「利用料収入」に依存しているため、基本的には生産組織の経営が軌道に乗っている

表2 生産組織の収入内訳 (%)

	利用料収入	賦課金負担金
E 営 農 集 団	88.8	3.9
W 営 農 集 団	92.3	—
D 営 農 組 合	93.3	2.3
機械利用組合	60.3	36.1

※ E営農集団のみ1981年実績、他は82年度

と言える。これに対して、機械利用組合では依然として収入の36%までが「賦課金」にたよっているという意味で、設立されたばかりでまだ経営が軌道に乗っていないと言える。ただ、これは機械利用組合の経営が今後も不安定である(機械の利用がすすまない)ことを意味するものではなく、むしろ設立年次(1982年)の会計を取り上げたために、生産組織の活動がまだ本格的に始まっていなかったことの反映と考えるべきであろう。

また次に、生産組織の支出内訳を比較すると、生産組織間に大きな違いが見られる(表3)。

表3 生産組織の支出内訳 (%)

	減価償却費	賃借料	労 賃	当期残高 (利益金・割戻)
E 営 農 集 団	—	—	17.1	33.8
W 営 農 集 団	—	5.4	23.9	36.6
D 営 農 組 合	16.6	15.5	20.7	4.8
機械利用組合	28.7	2.7	14.4	17.4

※ E営農集団のみ1981年実績、他は82年度

例えば、共同利用機械の更新を保障する「減価償却費」を費目化しているのは、D営農組合と機械利用組合の2つだけであり、他の2組織は新規機械の購入時に資金を借り入れるか、または機械の使いつぶしで対応しようとしていると考えられる。また、「賃借料」をみると、D営農組合がきわめて多い反面、E営農組合には機械の借り上げがない。これは、生産組織としてどれだけ積極的に共同化をすすめようとしているか、つまり、参加農家の個人有機械を積極的に組織として借り上げて、共同機械を事実上増やそうとしているかどうかという、組織の姿勢を反映していると考えられる。

このように生産組織の収入内訳を比較して見ると、収入面では、設立されたばかりの機械利用組合を除く生産組織が一応の安定化を示しつつも、今後の生産組織の継続・発展という点では、生産組織の取り組みのちがいによって、大きな格差が生まれていることが、会計面でも確認された。すなわち、共同利用機械が少なく、個人有機械の組織借り入れも進んでいないE営農集団が、経営（会計面）でも機械の更新を前提としておらず、その意味で生産組織としての発展性に乏しい。また、現在もっとも共同化を積極的に進めているD営農組合や機械利用組合では、減価償却費目を設定して機械の更新を考え、しかも残高を少なめに抑えて経営内での還元を重視することによって、今後も組織としての継続性をもっていることなどが明らかになった。

最後に、生産組織として最も古い実績をもつD営農組合の事例から、生産組織の発展過程と組織会計の変化との関連を分析したい（表4）。収入面でみると、初年度（1976年度）に「利用料

表4 生産組織の損益計算書の年次変化（D営農組合）

（収入）		1976	1977	1978	1979	1980	1982
金（単位千円） 額	利用料	—	18,456	32,479	32,808	31,600	33,516
	賦課金	7,875	7,617	669	561	587	813
構成（％） 比	利用料	—	69.2	96.4	92.3	92.0	93.3
	賦課金	99.6	28.6	2.0	1.6	1.7	2.3
（支出）							
金（単位千円） 額	減価償却費	—	—	—	5,918	5,918	5,956
	賃借料	2,465	6,782	6,278	5,887	5,614	5,564
	労賃	2,469	9,392	9,093	8,317	6,546	7,450
	割戻・利益金	17	2,721	4,508	1,968	2,187	1,722
構成（％） 比	減価償却費	—	—	—	17.1	17.2	16.6
	賃借料	31.2	25.4	18.6	17.0	16.4	15.5
	労賃	31.2	35.2	26.9	24.0	19.1	20.7
	割戻・利益金	0.2	10.2	13.4	5.7	6.4	4.8

「D営農組合損益計算書」より作成

収入」の全くなかったことを除けば、第3年度以後（78年以後）「利用料収入」が全収入の90%以上を常に占めている。このように、機械利用の定着がすすむにつれて、生産組織の収入構成は、次第に「利用料収入」中心になっていくことがわかる。ただその場合に客観的条件として、水田利用再編下で転作物の定着をはからなければならず、機械利用が進みやすかったということを念頭に置く必要がある。また、支出面を見ると、第4年度（79年度）からほぼ定率の「減価償却費」

が積み立てられているほか、「賃料料金」・「労賃」の減少傾向が見られる。これは、機械の更新をはかるばかりではなく、個人有機械の減少と機械化・分業の進展による必要労働時間の減少など、生産組織の積極性（集団的対応を通じての個別経営の発展可能性）の反映と考えられる。

(2) 利用料・賦課金と労賃

農業生産組織への参加を通じて、各個別農家が直接に経済的影響を受けるのは、生産組織の機械利用料及び賦課金と、共同作業（または請負い作業）の出役労賃との関係である。そこで、各生産組織の機械利用料、賦課金と出役労賃の水準を分析したい。

まず、機械の利用料を見る（表5～9）。農業機械の中で最も主要な役割を担う動力機＝トラクターの利用料は、各組織ともほぼ1時間当たり2,100円～2,200円と均一的である。これに対して、転作物用機械の利用料が、W営農集団よりも機械利用組合の方が格段に安くなっている点が注目される（表5～6）。これは、機械利用組合の参加農家が全員W営農集団に加入して、同集団の転作物用機械の利用料に、機械利用組合から補助を出しているためである。その理由は、上層、専業農家層による共同化をすすめるうえで、少しでも機械の利用回数を増して、実績をあげようとしているからにはほかならない。しかし、この結果W営農集団の中で、機械利用をめぐる著しい不均衡が生まれる可能性がある。

また、前項で機械の更新がはかられていることを指摘したD営農組合の場合には、その機械の更新をめぐる利用料に新しい変動が起っている。それは新規導入機械の購入価格の上昇を反映

表5 W営農集団の機械利用料（1982年）

機 械 名	時間当り 利用経費	10a当り 利用経費
ボトムプラオ（6×2）	3,200円	1,070円
ロータリーハロー（2M）	4,100	1,370
サイドローター（2.4M）	3,700	1,850
ライムソー（430ℓ）	3,300	1,100
スプレアー（400ℓ）	3,700	740
マニアスプレッダー（1.6t）	3,700	1,850
フロントローダー	3,900	—
ビーンオートスレッシャー	3,900	3,900
サブソイラー	2,700	—
水田スプレアー	1,400	—

表6 機械利用組合の機械利用料（1982年）

機 械 名	時間当り 利用料
○ボトムプラオ（16×2）	2,700円
〃（16×3）	2,900
○ロータリーハロー（2M）	3,900
〃（1.8M）	3,100
○サイドローター（2.4M）	3,100
○ライムソー（430ℓ）	2,700
○スプレアー（400ℓ）	2,800
○マニアスプレッダー（1.6t）	3,800
○フロントローダー	3,100
○スレッシャー	3,800
○サブソイラー	2,700
○水田スプレアー	1,100
代かきローター	2,700
トラクター	2,100

※。印はW営農集団所有の機械の借入であり、「機械利用組合」では反別賦課金によって補てんしているため、時間当り利用料が安価になっている。

して、利用料が大幅に引き上げられていることである（表7）。例えば、トラクターの本機の利用料は1時間当たり500円、作業機付きで700円それぞれ値上げされており、また除雪機に至っ

表7 D営農組合の個人貸出し機械利用料金

(円)

	1979	1980		1982
トラクター	1H(アワメーター)当り 1,293	1300	トラクター本機	1H(アワメーター)当り 2,200
2次構導入機	" 1,871	1,880	トラクター作業機付	" 2,900
転作導入機	" 3,844	3,600	新トラクター本機	" 2,700
除雪機	1時間当り 1,252	1,730	新トラクター作業機付	" 3,600
(ブロードキャスタープランター)	1H(アワメーター)当り	(プラント) 3,900	ブロードキャスター	" 2,800
借上トラクター	1,612	(ブロード) 2,190	トラックス	1km当り 50
トラックス	1km当り 45	45	トレンチャー	1H(アワメーター)当り 3,000
トレンチャー	1H(アワメーター)当り 3,347	—	除雪機	1時間当り (ガソリン) 2,270 (個人)
(トレンチャー)	1H(アワメーター)当り	5,640	新除雪機	" 3,950
借上トラクター	2,293		トラクター消費燃料	1H(アワメーター)当り 550
賃外賃料々金 (円)				
穀乾調整		1俵当り 2,106	穀乾調整	1俵当り 2,300
育苗		1km当り 18,176	運搬	" 320
			トラクター作業	1H当り +2,000
			除雪機	1時間当り 5,500

表8 E営農集団の機械利用料 (1982年)

機 械 名	時間当り利用料
トラクター	2,200円

表9 たまねぎ生産組合の機械利用料 (1982年)

機 械 名	10a 当り利用料
オニオントランスプランター	3,120円

表10 D営農組合の賦課金

年次	1戸当り賦課金	1a 当り賦課金	備 考
1976	円 3,000	円 300	1戸当り賦課金が年々上昇しているのは、一般会計の財源となる賦課金をできるだけ各農家に均等に分担してもらうように、戸割り賦課金の比率を高めているからである。(83年には戸割りと反割りの賦課金の比率は50%づつになっている)
77	10,000	760	
78	"	"	
79	"	590	それは組合の一般会計から支出されている費目が組合の運営経費であるため、反割りの賦課金を中心財源とすることに不満があったからである。
80	"	"	
81	15,000	155	また、83年に賦課金に差ができていたのは、2戸が事実上離農していたからである。
82	20,000	415	
83	{28,000(14戸) 14,000(2戸)}	600	10a 当り賦課金 (反割り) が年々微妙に変動しているのは、事業導入による補助金額に差があるためであり、その反映である。

表11 E営農集団の賦課金

年次	1戸当り賦課金
1982	3,400円

ては実に74%増しの、1時間当たり1,680円の値上げになっている。このような機械の更新にともなう利用料の上昇は、あとでみるように、とりわけ中・小規模農家にとって負担になるほか、上層農家でも経営費の増加をもたらし、経営を圧迫する傾向すらみられる。

次に、生産組織の賦課金の動向をみたい（表10,11）。賦課金の額は、共同利用機械の少ないE営農集団に比べて、利用・作業の両面で共同化のすすんでいるD営農組合の方が高くなる傾向がある。しかも先にもふれたように、賦課金には基本的に、農家割賦課金と面積割賦課金の2種類があり、D営農組合のように2本立ての場合には、その両者の配分にも変化が現われている。まず、1戸当り賦課金が年々上昇しているが、これは組織の一般会計の財源となる賦課金をできるだけ、各農家に均等に負担してもらうようにしているためである。一時は圧倒的に面積割賦課金に依存していたものが、83年度には面積割と農家割がほぼ同額にまでなっている。これは、組織の一般会計から支出される費目が、組織の運営経費など本来均等に負担すべき性格のものであり、規模の大きな農家から面積割賦課金を主要財源にするのはおかしいというクレームがついたためである。また、D営農組合では、事業収入による補助金の加算変化を、面積割賦課金で調節するなどの工夫を行なっている。

最後に、生産組織の共同作業（請負い作業）への出役労賃をみたい（表12～15）。農業機械

表12 D営農組合の作業別賃金（時間当り）

年次 作業名	1977	78～79	80～83	備 考
融雪作業 男	600	700	800	当初は作業ごとに作業の軽重に応じた労賃を決めていたが、78年から①経理上作業ごとに労賃がちがうと事務が繁雑になってしまうこと、②とどのつまりは皆がほとんど同じ作業を共同でやるわけだから、作業ごとに差をつけても意味がないこと。などの2点から労賃を男女別・一律とした。80年からは、経理事務についても同一賃金を払うことにした。
融雪作業 女	500	550	600	
春作業 男	700	700	800	
春作業 女	550	550	600	
秋作業 男	700	700	800	
秋作業 女	550	550	600	
一般作業 男	550	700	800	
一般作業 女	450	550	600	
管理業務 男	350	500	800	
管理業務 女	350	500	600	
麦乾作業	—	—	1,000	

表13 たまねぎ生産組合の労賃(1982年)

作 業 名	時間当り賃金
オペレーター	800 円
コンテナ運搬	1,000 円

表14 E営農集団の労賃(1982年)

作 業 名	時間当り賃金
オペレーター	1,000 円

表15 機械利用組合の労賃(1982年)

作 業 名	時間当り賃金
オペレーター	1,000 円

のオペレーター労働の時間当り賃金を比較すると、800円の組織と1,000円の組織とがある。どうしてこのように差があるのかは、必ずしも明確ではないが、ただ、オペレーター労賃を時間当り800円と決めているD営農組合やたまねぎ生産組合の場合には、オペレーター労働よりももっと重労働であると評価される労働（麦乾作業・コンテナ運搬）が存在し、その労働に対して一時間当り1,000円という最高水準の労賃が支払われているため、相対的にオペレーター労働の評価が下がっていると考えられる。

とはいえ、一方でD営農組合にみられるように、共同労働同一賃金の傾向も生まれてきている。当初は作業ごとに作業の軽重に応じて労賃に差をつけていたが、1978年以後、①経理上作業ごとに労賃がちがうと、事務手続きが繁雑になってしまうこと、②とどのつまりは、皆がほとんど同

じ作業を共同でやる訳だから、作業ごとに差をつけてもあまり意味がないこと、など2つの理由から共同作業の出役労賃が一律となっている。更に80年からは、農協からの委託労働である麦乾作業を除いて、経理事務労働も含む一切の共同労働を同一賃金にしている。ただし、この共同労働同一賃金の動向の中でも、依然として男女間の賃金格差（その根拠は作業内容のちがいにありとされているが、これは共同労働同一賃金原則のもとですでに克服されているはずであるが）が存在し、かつその格差が拡大しつつある。これは、共同作業で男女間の作業分担が固定化していること（例えば、オペレーター労働に女性は従事しない）や、組織外の賃金に歴然とした男女間格差があることなど、男女間格差を当然視する客観的条件に大きく影響されていると考えられる。このように今後に向けて克服されるべき課題をもちつつも、全戸出役の共同作業が定着するにつれて、共同労働同一賃金の原則が生産組織内で確立しつつあることは、大きく評価しなければならない。それは、この共同労働同一賃金の原則が生産組織の民主的運営の基盤となるほか、事実上農業労働の労賃水準を引き上げ、組織外への労働力の流出を防ぐ効果をもつからである。

この点を確認する為に、D営農組合の出役労賃と農村臨時雇賃金、建設業臨時雇賃金を1日当り賃金で比較した（表16）。D営農組合の出役労賃を、農繁期の平均労働時間に合わせて1日当

表16 1日当り農村賃金の比較

年次	農業臨時雇賃金		建設業臨時雇賃金			D営農組合労賃		
	男	女	大工	軽作業		男	女	麦乾作業
				男	女			
1977	4,441円	3,403円	7,537円	4,605円	3,516円	5,500円	4,500円	—円
78	4,620	3,578	7,954	4,854	3,708	7,000	5,500	—
79	4,789	3,720	8,439	5,163	3,913	7,000	5,500	—
80	5,054	3,915	9,080	5,567	4,215	8,000	6,000	11,000
81	5,330	4,113	9,573	5,847	4,416	8,000	6,000	11,000
82	5,543	4,271	9,875	6,068	4,584	8,000	6,000	11,000
同指数（77年賃金を100とする）								
年次	男					女		
	農業臨時雇賃金	建設業臨時雇賃金		D営農組合労賃		農業臨時雇賃金	建設業臨時雇賃金(軽)	D営農組合労賃(一般作業)
		大工	軽作業	一般作業	麦乾作業			
1977	100	100	100	100	—	100	100	100
78	104	106	105	105	—	105	105	122
79	108	112	112	109	—	109	111	122
80	114	120	121	115	—	115	120	133
81	120	127	127	121	—	121	126	133
82	125	131	132	126	—	126	130	133

「農村物価賃金統計」農林省統計情報部、D営農組合資料

※D営農組合賃金は「一般作業」は10時間就労で計算。「麦乾作業」は11時間就労で計算。

り賃金として算出すると、長時間労働を前提としつつも、男女いずれも、農業臨時雇・建設業臨時雇（軽作業）を、はるかに上回る賃金を手にすることができる。麦乾作業に至っては、建設業の技能職である大工よりも、更に高い収入を得ることができるのである。このように、こと農繁期に限ってみた場合、D営農組合の農家は、明らかに兼業に出るよりも生産組織の共同作業に出る方

が多く収入をえる条件ができています。

(3) 生産組織と農家の階層性

これまで、A集落に展開する生産組織を対象に、その機能と組織性を中心に分析してきたが、生産組織の性格を根本的に規定する要因は、その組織に参加する農家の階層性（経営耕地規模階

表17 D営農組合の参加農家

階層	農家番号	総耕地面積		労働力の構成（1981年）			農業所得の比率%	営農志向	
		82年(a)	76増減	世帯員構成（81.7）		専兼			
I	A 1 1	1,077	+423	主53 妻50	後27 娘25 嫁28	孫 0	I 兼	78.6	集約複合
	A 7 12	916	+236	主47 妻45	弟45 母71	息19	I 兼	88.0	現状
	A11 6	821	△ 19	主47 妻44	父78 娘21	娘19 娘12	I 兼	(100)	不明
	A12 32	793	+373	主39 妻35	息 9 母63	娘11	I 兼	—	拡大
II	A15 13	625	—	主43 妻40	息16 母72	娘15 娘13	専業	100	集約複合
	A19 17	572	△ 4	主31 妻31	父58 母57	娘 5 娘 3	I 兼	89.0	集約複合
	A20 19	570	+ 7	主40 妻35	父68 息 6 娘 8		I 兼	95.2	集約複合
III	A26 24	445	△ 20	主47 妻44	息17 娘19	娘14	専業	100	集約複合
	A36 37	380	+ 1	主51 妻50	後28 嫁27	孫 4	I 兼	67.6	集約複合
	A37 49	379	+114	主61 妻56	後28 嫁28		I 兼	58.3	拡大
	A38 39	363	—	妻48	母74		専業	100	不明
IV	A42 45	292	+ 31	主56 妻55	後28		II 兼	45.6	不明
	A45 48	250	—	主58 妻59	82年離農		II 兼	31.8	縮小兼業
	A47 50	236	△ 29	主67 妻63	82年離農		専業	100	離農
	A48 46	235	△ 5	主52 妻48			II 兼	44.4	維持兼業
	A50 53	208	△ 10	妻49	後27 嫁29		I 兼	51.2	不明

1981年農家調査結果および市役所資料より作成

※ +は増加, △は減少, ()は年間兼業従事日数150日以上の人
世帯員の数字は年齢, 下線は年間農業従事日数150日以上の人

層を基軸に専・兼業状態、年齢、世帯構成など様々な階層性が含まれる）であると考え。とりわけ経営耕地規模による階層性は、農業の最も基本的な生産手段である農地を問題にするだけに、農家の営農志向、発展性に直接的影響を与えている。したがって、その生産組織の性格を明らかにするためには、どうしても生産組織の農家の階層性を問題としなければならない。例えば、A集落の実行組合系生産組織である、D営農組合、機械利用組合、S営農集団の3つの生産組織を見ると、中農上層、専業農家層の集中する機械利用組合、あるいは中農中・下層の集まっているS営農集団と、中農上層農家から貧農上層農家まで構成員の広がりをもつD営農組合とでは、その生産組織の担う機能は違わざるをえない。つまり、個々の農家が一定の生産基盤を確立したうえで、農業機械の共同利用を軸として、新たな経営の発展を目指す「機械利用組合」と、十分な規模をもたないが、比較的均質の農家構成を基礎に、集団的対応を模索する「S営農集団」とは、基本的に経営規模階層による格差を、生産組織内に持ち込まないで済んでいる。これに対して、「D営農組合」のように組織内に多様な階層を含んでいる場合、組織運営に階層間の格差を拡大しないような方向がとられる。

そこで、このD営農組合を対象に、生産組織における階層間の格差の問題とそれに対する組織の対応を、具体的に明らかにしたい。まず、D営農組合の参加農家の構成を確認したい（表17）。第1の特徴は、経営耕地規模階層でみると、Ⅰ階層からⅣ階層まで幅広い階層構成をもつことである。これは、そのまま生産組織として、経営規模の均一化をはかるか、共同化をある程度すすめることによって、規模の格差を補う体制をつくるか、のいずれかの方向をとることを迫られていることを意味する。また、第2の特徴は、専・兼業農家混合生産組織であるということである。経営耕地規模の小さな農家を、生産組織に含むということは、どうしても組織内に兼業農家を生産組織運営の一員として位置づける必要が出てくる。また、D営農組合の場合は、Ⅲ・Ⅳ階層に中・高齢者の二世帯が4世帯もあるなど、独自の課題をかかえている。そしてその結果、第3の特徴は、生産組織の存在が、少なからず農民層の分解を抑制し、離農を防ぐ役割を果たしているということである。しかしながら、1982年に中・高齢者の二世帯のうち2世帯が離農するなど、その機能の再検討が必要となっている。

いずれにせよ、D営農組合が、稲作減反政策下の農民の地域的・集団的対応のひとつとして、離農跡地の再配分による適正規模の実現や、農地提供者としての兼業農家の取り込みとは違った方法で展開していることに注目しなければならない。

(4) 生産組織の組織・作業編成

そこで、D営農組合の特徴である、①経営規模のひらき、②専・兼業農家の混在、及びそれに対する自主的対応の結果としての、③農民層分解の抑制、のうち、①・②とその結果としての③を結ぶ、自主的対応の中味を、D営農組合の組織・作業編成を分析することで明らかにしたい。

まず、D営農組合における利用機械の装備・利用状況を見る（表18）。きわだって明らかなのは、他の生産組織に比べて、圧倒的に組織の共同所有機械が多く、利用機械に占める割合が高いということである。生産組織の「賃借料」の費目金額の変化からもわかるように、このような状態が最初から実現していた訳ではなく、構成員の個人有機械の賃借りをすすめていくことによって、機械更新時に次第に共有機械を増やしていくという対応の結果として実現されたものである。したがって、1982年には生産組織の全利用機械のうち、本機（動力機）の50%、附属作業機の83%、その他機械（自立機械）の94%、乾燥施設のすべてが共有機械によって占められるに至って

表18 D営農組合の利用機械状況

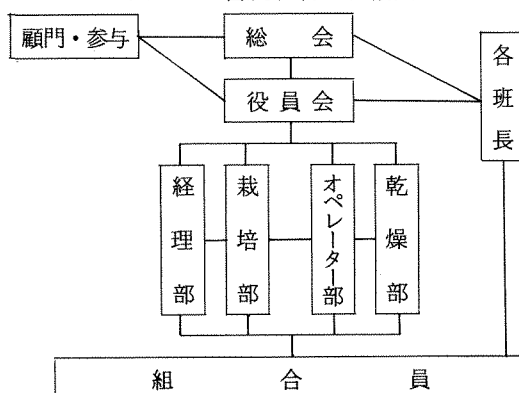
	機 械 区 分	機 械 名	規 格	台 数	
共 有 機 械	本 機	トラクター	65 馬力	3	水 稻 用 機 械
	付属作業機	ボトムプラウ	14×3	2	
		ロータリー・ティラー	2.1 m	3	
		代掻ローター	3.1 m	3	
		ブロード・キャスタ	350 ℓ	1	
		スプレーヤー	400 ℓ	1	
		フロントローダー	TDL 700	1	
		トレーラー	2 t	1	
		サブソイラー	1 本爪	1	
	その他機械	田植機	4 条	7	
		自脱型コンバイン	4 条	7	
		除雪機	12.5 馬力	2	
	付 属 作 業 機	ライムソー	HFD 10 N	1	転 作 用 機 械
		総合播種機	4 畦	1	
		テッターレーキ	MH 144	1	
		砕土ハロー	2.4 m	1	
		カルチベーター	4 畦	1	
		マニアスプレッダー	2 t	2	
		ビーンハーベスター	2 畦	1	
		グレンドリル	13 畦	1	
		ビーンスレッシャー	TS - 1	1	
		スプレーヤー	750 ℓ	1	
	機 械 区 分	機 械 名	規 格	台 数	所有農家番号
	乾 燥 施 設	籾乾施設		1	共同利用施設
		麦乾施設		1	
個 人 有 機 械	本 機	トラクター	20 馬力	1	A 12
		トラクター	13 馬力	1	A 19
		トラクター	23 馬力	1	A 26
合 計	本 機 付 属 作 業 機 そ の 他 機 械 乾 燥 施 設			6	(3)
				24	(24)
				16	(16)
				2	(2)

いる。

また同時に、D営農組合の主要共有機械の購入が、「第2次農業構造改善事業」や「新農業構造改善事業」など、国の補助事業枠を利用して行なわれていることがわかる。このように補助事業枠を農民経営の改善と結びつけて利用することは、融資を独自に受けて機械の購入をはかるよりも、はるかに組織経営上において有利な結果をもたらすことを示している。

次に、こうした機械の利用をすすめていく組織と事業内容に着目したい。D営農組合の組織編成は、設立の半年後に発生した一部農家の脱退で大きく変化していたが、その後は少しずつ改善されて、現在は総会・役員会を中心機関とする4部会3班制に定着している（図7）。組織活動も活発に行なわれており、会合が年平均32回（月2.7回）のペースで開かれている（表19）。

図7 D営農組合の組織図



組合長・A 7, 副組合長・A 19, (農協理事・A 11)
 経理部長・A 20, 栽培部長・A 1, オペレーター部長・A 12,
 乾燥部長・A 15

《班制度》

1班◎A 12, A 36, A 38, A 20, A 11

2班◎A 26, A 45, A 19, A 1, A 47

3班◎A 48, A 7, A 15, A 50, A 37, A 42

表19 D営農組合の事業

項目 \ 年次		1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
共同作業	育苗	▶						→
	収堆肥	▶	(乾燥・調整)					→
	移作		▶					→
	防除	(共同防除組合)		▶				→
	麦収乾燥				▶	(委託化)		→
会合(回)	総会	14	11	13	16	17	...	14
	役員会	17	19	12	7	11	...	8
	部会	2	8	1	—	2	...	3
	懇親会など	—	4	3	4	3	...	3
研修活動(回)	展示会	1	2	—	—	—	...	—
	研修会	2	9	1	2	1	...	3
	機械・施設見学	5	2	2	1	—	...	1
	他	2	—	—	—	—	...	—

D営農組合資料より作成

※…は不明の部分

表20 D営農組合の共同作業への出役状況(1982年)

(単位 人日)

階層	農家番号	続柄(年齢)	水稻作業	育 苗	移 植	収 穫	麦乾作業	備 考
I	A 1	主(54)	26	1	8	17	×	経営主兼業
		後(28)	26	1	8(5)	(17)	10	
		嫁(30)	25	8	8	9	2	
	A 7	主(48)	25	1	8(5)	16	10	後継者兼業
		妻(45)	24	7	8	9	2	
	A11	主(48)	26	1	8(5)	17	9	後継者なし
		妻(44)	26	8	8	10	2	
	A12	主(40)	26	1	8(7)	(17)	9	
		妻(36)	25	8	8	8	2	
II	A15	主(44)	26	1	8(6)	17	10	
		妻(41)	26	8	8	10	3	
	A19	主(32)	27	2	8(7)	(17)	11	
		妻(32)	25	8	8	9	2	
	A20	主(41)	26	1	8(6)	17	9	
		妻(44)	26	8	8	10	2	
III	A26	主(47)	17	×	×	(17)	10	経営主病弱
		妻(44)	25	8	8	9	2	
	A36	後(34)	26	1	8(6)	(17)	9	経営主出稼
		嫁(29)	25	8	8	9	2	
	A37	後(28)	26	1	8(5)	(17)	9	経営主兼業専従 (出役しているが、共 同育苗はしていない)
		嫁(28)	17	×	7	10	2	
IV	A42	主(56)	26	1	8(2)	17	×	後継者兼業専従
		妻(55)	27	9	8	10	2	
	A45	主(59)	26	1	8	17	×	2人世帯 (83年離農)
	A47	妻(64)	8	×	8	×	×	2人世帯・経営主障 害(83年離農)
	A48	主(56)	26	1	8(2)	17	×	2人世帯
		妻(49)	26	8	8	10	3	
	A50	妻(49)	26	8	8	10	2	夫死故 後継者兼業専従

()内はオペレーター

また、事業面では、1976年に育苗作業と刈取作業の共同化が開始されて以来、77年に脱穀・乾燥・調整作業と移植（田植え）作業が、78年に防除作業、80年に麦乾燥作業、82年には堆肥作りまでもが共同で行なわれるようになった。このように、D営農組合は水稻作業を中心に、次第に農作業の共同化をすすめている。ただ、80年代に入ってから新しい動向として、モチ米への異物混入を防ぐという理由で、麦の収穫・乾燥作業を特定の集団に委託するようになってきている。D営農組合では、新農業構造改善事業の導入によって建てられた、農協所有の麦乾燥施設の管理・運転をまかされ、事実上名寄地区（旧名寄町）の全ての乾燥作業を請け負っている。

では、D営農組合において、このような共同作業が次第に増加する傾向にあるとすると、組織内で共同作業はどのように編成されているのであろうか。そこでまず、1982年度の生産組織の共同作業への出役状況を作業ごとに少し細かく分析したい（表20）。

(i) 「育苗」……男性と女性との作業上の役割にはっきりとしたちがいがある。女性が事実上作業の中心的担い手として、プラント→ハウス整地→育苗管理→床土調整→ハウス設置→プラント、というようなローテーションを組んで、ほとんどの作業を分担する（種子予措はやらない）のに対して、男性は各自1日位の担当で作業の監督を中心に行なっている。

(ii) 「移植」……ここでも作業によって、性別間の分業が行われている（表21）。共用田植機オペレーター・トラックによる運搬・代かきの各作業が男性作業、田植の補助作業が女性作業と明確に決められているほか、苗取・管理の各作業は男女どちらもやっている。また、オペレーター労働にはA26・A45農家を除く全ての農家の経営主・後継者層が従事しており専任化されていないが、A42・A48農家のように経営規模の小さな農家（同時に中・高齢者でもある）は、オペレーター労働への従事時間が短い代わりに、A45農家とともに運搬労働に長く従事しているなど、男性の間にも一定の分業がある。

表21 移植作業への出役状況（1982年）

（人日）	オペレーター	補助	運搬	苗取	代かき	管理
男	55	—	21	8	6	13
女	—	56	—	24	—	7

(iii) 「収穫」……これは最も明確なたちで、性別による分業ができている（表22）。コンバインのオペレーター・乾燥・運搬・調整の各作業が男性作業、収穫の補助作業・袋ぬい・受入の各作業が女性作業とはっきり分かれ、男女のどちらもがやっている作業はない。また、この部門では作業の専任化が最も進んでいる。例えば、オペレーター労働には、6台のコンバインに各々A1・A12・A19・A26・A36・A37の6人の比較的若い経営主・後継者が専任しているほか、乾燥にはA7・A11・A15の経営主が、運搬にはA20・A42・A48の経営主が、調整にはA1・A45の経営主がそれぞれ専任しており、こと男性作業については完全に分業・専任化されている。一方、女性作業の場合には、A1・A42の婦人が袋ぬいを中心に行っているほかは、補助と袋ぬいの両方をやっており、専任化はみられない。

(iv) 「麦乾燥」……先にもふれたように、麦乾作業は農協から生産組織が委託されている作業であるが、この作業の場合には、水稻作業に比べてその出役状況には、はっきりとした経営規模による差が現われている（表23）。Ⅰ・Ⅱ階層に属しているA1～A20農家は全ての作業に出役

表22 収穫作業への出役状況（1982年）

(人日)	オペレーター	補助	袋ぬい	受入	乾燥	運搬	調整
男	102	—	—	—	50	51	34
女	—	101	32	1	—	—	—

表23 麦乾作業への出役状況（1982年）(人日)

経営耕地 規模階層	出役者数	乾 燥 オペレーター	調 整 オペレーター	夜 勤	整品積込	袋ぬい (女性)
I・II	14	19	8	22	19	15
III	7	—	7	10	11	8
IV	3	—	—	—	—	7

※＜男性作業＞

乾燥オペレーター 7:00～19:00 (12時間)

調整オペレーター 7:00～18:00 (11時間)

夜 勤 19:00～7:00 (12時間)

整 品 積 込 7:30～17:30 (10時間)

＜女性作業＞

袋ぬい 7:30～17:30

(10時間)

しているが、Ⅲ階層に属するA26～A38農家の男性労働力が乾燥オペレーター労働に従事していない、また、Ⅳ階層に属するA42～A50農家から一切男性が出役しておらず、女性だけの出役となっている。

このように見てくると、D営農組合の共同作業は、基本的に経営規模による差とほとんど無関係に、性別や年齢などによって分業されていることがわかる。ただし、直接的に自己の経営と関係をもたない委託作業である麦乾作業に対しては、農業経営と切り離された労賃収入源と考えるために、そこに経営規模による差が生まれてくる。一見するとこの現象は逆であるかに思えるが、麦乾作業期はほぼ7/26～8/11の16日間の就労にすぎず、その短期間の収入を得る為に、雇用が不安定とはいえ、兼業農家が一定の恒常性をもつ兼業収入源を棒に振るとは考えられないからである。つまり兼業に大きく依存している小規模の農民にとっての当面の課題は賃金差ではなく、就労条件の確保である。いずれにせよ、純粋な意味での共同作業（水稻作業）に限られるとはいえず、生産組織の共同作業が兼業農家も含む全戸出役の形がとられ、経営規模にかかわらず編成されていることは、生産組織内の農民層分解の抑制に、大きな意味をもっていると言わざるを得ない。

では、こうした分業の形態が、当初から確立されていたのであろうか。そこで、この作業編成の変化を見るために、水田利用再編対策の前年（1977年）における共同作業の出役状況を、次に分析する（表24）。

(i) 「育苗」……82年に比べて、作業ごとに性別による分業はほとんどなく、女性労働力に圧倒的に依存するという傾向もまだ現われていない（表25）。しかしながら、すでに作業の監督を目的として、作業ごとに男性の「主担者」がいる。また、作業の出役状況に経営規模による差が見られる。Ⅰ・Ⅱ階層では全ての農家から男性労働力が出役しているのに対して、Ⅲ階ではA36の1戸、Ⅳ・Ⅴ階層ではA37・A47・A50の3戸の農家で男性労働力が出役していない。これ

表24 D営農組合の共同作業への出役状況(1977年)

(単位:日)

階層	農家 番号	続柄 (年齢)	水 稻 作 業				階層	農家 番号	続柄 (年齢)	水 稻 作 業			
				育 苗	移 植	収 穫					育 苗	移 植	収 穫
I	A 1	主(49)	29.5	3.5	10 (3)	16	III	A12	主(35)	(23)	7		(16)
		妻(46)	27	5	10	12			妻(31)	(17.5)	5.5		12
		後(23)	32.5	6	10.5(4)	(16)			A36	主(47)	(16)	×	
	A11	主(43)	(26)	6		16		妻(46)		(16)	5		11
		妻(39)	(16.5)	4.5		12	A38	妻(44)	(18)	5		13	
II	A 7	主(43)	35	6.5	12.5(4)	16		IV	A42	主(51)	31.5	5.5	10 (4)
		妻(40)	25	5	9	11	妻(50)			22.5	3.5	8	11
	A15	主(39)	32.5	5.5	11 (4)	(16)	A37		主(57)	16	×	×	16
		妻(36)	28	5	10	13			妻(52)	23	△	8	11
	A26	主(42)	(23)	7		(16)	A47		主(58)	(16)	×		16
		妻(39)	(15.5)	3.5		12			妻(59)	(16.5)	5.5		11
	A19	主(27)	32.5	6	10.5(5)	(16)	A48		主(51)	32	6	10 (3)	(16)
		妻(27)	25	5	9	11			妻(44)	13	5	8	×
	A20	主(36)	(23)	7		16	A50		主(-)	(16)	×		(16)
									妻(44)	(17)	5		12
V	A45	主(54)	28.5	2.5	10 (3)	16	A45	主(54)	28.5	2.5	10 (3)	16	

……は不明部分、()内はオペレーター従事日数

表25 育苗作業への出役状況(1977年)

(人日)	消毒・催芽	床 土	播種プラント	ハウス整地	育苗箱設置	その他
男	7.5	12	12.5	29.5	5	2
女	2.5	6	34	26	4	2

同 上

経営耕地規模階層	I・II	III	IV・V
出役者数	14	4	8
(人日)			
男	47.5	7	14
女	28	15.5	23

は、男女間の出役日数比のちがいとなって現われている。

(ii)「移植」……生産組織を2つの班に分けて作業をしているが、性別間の分業や専任化の状況は、1982年時点とほとんど変わらない(表26)。ただ、性別による分業がまだそれほど明確になっていない。

表26 移植作業への第Ⅱ班の出役状況（1977年）

(人日)	代 か き	育苗管理	苗 取	運 搬	オペレーター	補 助
男	9.5	12	12	16	30	1
女	3	12	10	—	—	30

※ 第Ⅱ班には8戸の農家が属している。

(iii) 「収穫」……移植作業と同様に、性別による作業分担や専任化の状況は、基本的には1982年時点と変わらない（表27）。しかし、1982年には見られない、男女のどちらもがやる作業（受入）がまだ残っているほか、専任化の点では逆に、女性作業の補助労働がほぼ専従で行なわれており、82年よりも専任化はすすんでいた。

表27 収穫作業への出役状況（1977年）

(人日)	オペレーター	補助	袋ぬい	受入	センター	運搬	乾燥	調整	積入	出荷
男	112	—	—	16	—	64	16	16	16	16
女	—	85	30	31	6	—	—	—	—	—

すなわち、当初から生産組織の共同作業への全戸出役・性別による作業分担が存在しており、それがD営農組合を強化していたと考えられる。この傾向は、水田利用再編下で転作物の定着化がはかられ、とりわけ中・上層農家において、どれだけ水稲作業労働を軽減し、転作物の栽培に手をかけるかが問題となるにつれ、育苗作業にもその原則（全戸出役）を徹底することによって、さらに促されている。反面、男性が基幹的・管理的作業に専門化する一方、女性がローテーションをとって周辺作業に従事するという傾向が、性別による作業分担の徹底化という形で進行している。これは、農村における婦人の地位の低さや、基幹・管理労働をするのに必要な技術・知識を身につける機会が十分に保障されていない点など、出役賃金の男女間格差の問題とともに克服の必要な課題となってきた。

(5) 構成員の生産組織に対する意識

このように、生産組織の組織編成や共同作業編成を通じて、経営規模による格差の抑制を目ざしてきたD営農組合を、その参加農家はどうかとらえているのであろうか。D営農組合員の意識状況を分析したい（表28）。

まず、「D営農組合への参加理由」を見ると、1戸を除く全ての農家が共通して、機械化による経費の節減を理由としており、その意味で生産組織の結成をめぐる目的は、経営規模の格差を越えて共通のものであったと言える。このように、ある程度共通した目的（利害）をもって結成されたD営農組合が、結成後ちょうど十年目を迎える現在、一体どれだけの成果を上げていると考えられているのであろうか。水稲作業の共同化によって、労働が軽減されたと答えている人が大部分であり、生産組織への参加目的を、「労働時間を節約して兼業に出るため」と答えたA36農家が、労働がかえってきつくなった、と答えていることを除けば、共同化の優位性が現われていると考えられる。また共同作業の場合に、その作業順位をめぐる問題となりやすい適期作業

表 28 D 営農組合員の意識状況

農家番号	D 営農組合への参加理由	参 加 の 成 果				共同作業への出役賃金水準	麦 乾 作 業への評価	共同作業の拡大
		水 稲 共同作業	適期作業	機械設備の過剰投資	利用料水準			
A1	機械化経費節減	労働軽減	困難もあるが問題なし	必ずしも成功せず	高い	低い	労働きついがしょうがない	現状
A7	"	"	"	過剰投資をさけている	適当	低い	"	"
A11	"	/	よりうまくいっている	必ずしも成功せず	高い	適当	出役資金が入るのでよい	もっと共同化を推進
A12	"	"	困難もあるが問題なし	過剰投資をさけている	適当	"	労働きついがしょうがない	現状
A15	"	"	"	"	"	"	出役資金が入るのでよい	"
A19	"	"	よりうまくいっている	"	"	低い	転作物との競合あてきつい	"
A20	"	"	困難もあるが問題なし	軽くなっただろうが重く感じる	"	適当	出役資金が入るのでよい	"
A36	労働時間を節約して兼業に出る	かえってきつくなった	よりうまくいっている	むしろ経営を圧迫	高い	低い	"	"
A37	機械化経費節減	/	"	必ずしも成功せず	適当	適当	"	"
A38	"	労働軽減	"	"	高い	"	"	"
A42		以前とかわらない	困難になった	過剰投資をさけている	"	"	"	"
A48	/	/	/	/	/	/	/	もっと共同化を推進

1983年農家調査結果

の点でも、A42農家を除く全ての農家が、なんとか調整をつけていることがわかる。更に、参加目的である機械・設備の過剰投資が避けられているかという問いには、一応の成功を認める農家が5戸であるのに対して、成功していないと見る農家が過半数の6戸を占めている。そのためか、利用料水準でも半数近い5戸が、現在の利用料を「高い」と感じているなど、今後改善すべき点を含んでいる。

また、共同作業への出役賃金水準について、A1・A7の最上層農家と、A19・A36の若手中層農家が、「低い」と判断している点は、農業により積極的に取り組もうとする場合に、現在の

出役賃金では低すぎるという指摘を含んでおり、重要である（A36農家は後継者夫婦が現在、積極的に農業に取り組もうとしている）。そして、生産組織の本来の共同作業とは異なり、請け負い作業として、ここ数年続けられている麦乾作業に対しては、上・中層で自家農業（主に転作）との競合から消極的な姿勢がみられる反面、中・下層農家を中心に、この請け負い作業を新たな収入源として積極的に評価している。この中・下層農家による麦乾作業に対する高い評価の背景には、D営農組合の1日当りの平均出役労賃が8,000円であるのに対して、麦乾作業の労賃が11,000円と比べて高い水準にあることがある。このように麦乾作業をめぐる、経営規模の大きな農家と小さな農家との間に評価のちがいが生まれているが、これはⅢ階層などを中心に分解基軸層の兼業深化に一定の歯止めをかける上で、生産組織の運営上より積極的側面をもつことに注目する必要がある。だが、このことは同時に生産組織の運営をめぐる発生する内部の矛盾を、麦乾労働という外的要因によって一時的に解決するものにすぎず、問題の本質的解決にはなっていない。また、先にも見たように、実際には最下層であるⅣ階層の農家が、この麦乾作業には経営主が出役せず兼業に出るなど評価と現実とのギャップという問題をかかえている。最後に、今後、生産組織としてどこまで共同化をすすめたいと考えているか、という質問には、水田利用再編下に作物別に多様な生産組織が存在しているため、水稻生産の共同作業を軸とした現在のあり方を維持していくことを目指している。

（6）生産組織参加の経済的意義

これまで、生産組織の展開・機能とかがわって、共同化の内実がどの程度すすんでいるかを問題としてきたが、個々の農家にとって、最終的な判断の第一義的な基準となるのは、生産組織のすすめる共同化が、農家経済にどのような影響を与えているのかという点である。次にこの点を明らかにしなければならない。その点に関して、上層農家における農業可処分所得額の減少が、農業生産組織化のすすんでいるA集落で見られ、それが農業経営費、とりわけ「肥料費」・「生産資材費」・「賃料料金」の急増によってもたらされていることがすでに明らかとなっている¹¹⁾。そこで、まず、この可処分農業所得の減少の原因となっている各費目の増加が、本当に農業生産ですすめる共同化によってもたらされたものかを明らかにするために、農業粗収入・農業経営費がほぼ同水準でありながら、A集落でもとりわけ共同化のすすんでいるD営農組合に参加しているA1農家と、まだ本格的に共同化のすすんでいないA2農家の経営構造を比較分析したい。

A1農家は、二度の土地購入と2戸からの土地借入によって、現在10haを越える耕地を経営する、A集落でも最も大きな農家である。経営主夫婦と後継者夫婦を中心に6人家族であるが、経営主は1971年以後市の公職に就いているため、実際に農業生産の中心となっているのは、若い後継者夫婦である。74年にD営農組合に加入して、水稻作業の共同化をはかる一方、82年からはたまねぎ生産組合に加入して、たまねぎの転作に取り組んでいる。

また、A2農家も、1970年と74年に経営規模を拡大して、10ha以上の耕地を経営している。この農家は、若い経営主夫婦と父母夫婦の4人とも農業に従事し、たまねぎ・かぼちゃを中心に78年頃から転作野菜の作付に積極的に取り組んでいる。80年以後、W営農集団（80年加入）・たまねぎ生産組合（81年加入）・機械利用組合（82年加入）と、生産組織に積極的に参加するようになったが、各組織とも82年時点では、まだ機械の共同利用のレベルであり、D営農組合のように共同作業をやるまでには至っていない。すなわち、A2農家は基本的に、自家労働力を完全に利用しながら、個別経営対応をすすめていると言える。

表29 農業経営費の内訳の変化

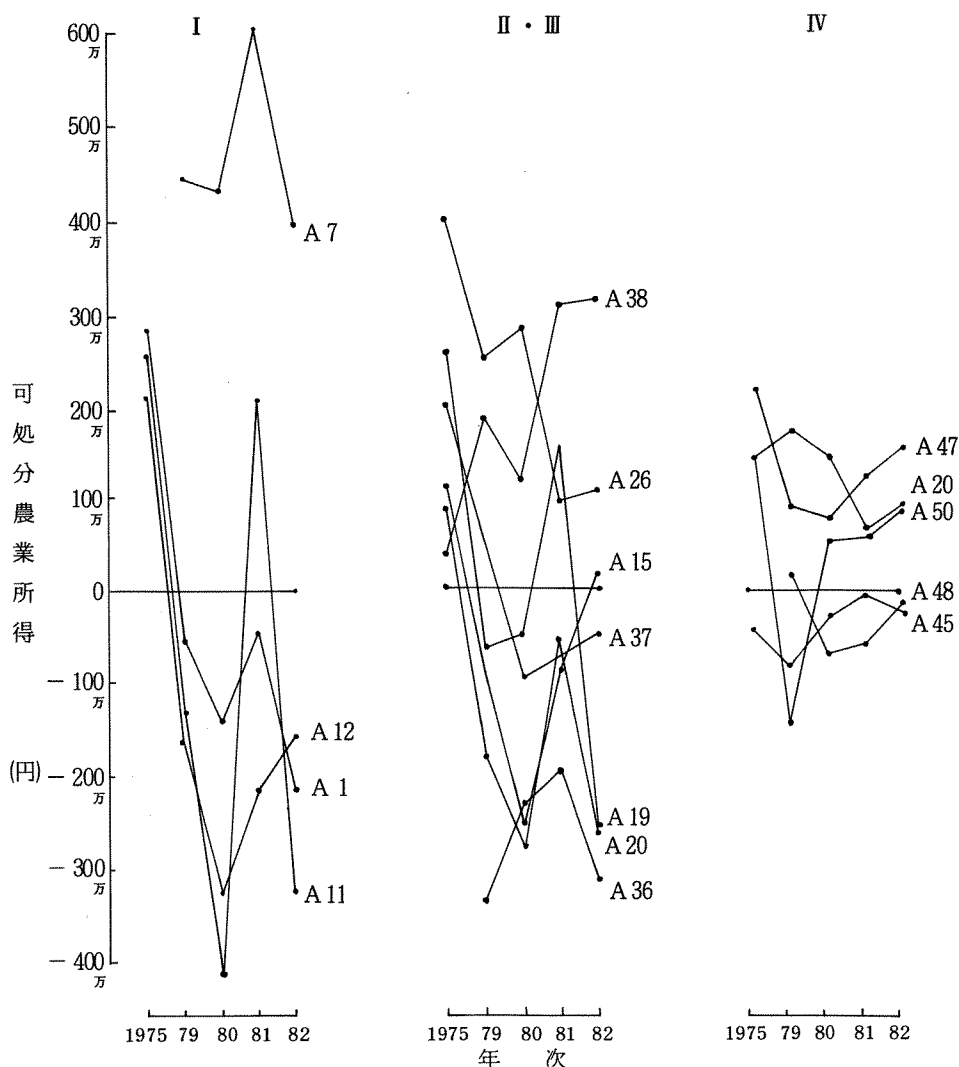
(単位 1,000円)

農家番号	年次	労 賃	肥料費	生産資材費	飼料費	養畜費	賃料料金	農業機械費	その他	農業経営費
A 1	1975	450	240	580	123	60	45	—	354	1,854
	76	850	681	779	6	—	1,416	21	500	4,254
	79	—	593	732	—	—	4,814	—	1,038	7,179
	80	40	817	661	—	—	5,086	—	979	7,584
	81	1,747	1,082	835	—	—	5,679	—	601	9,947
	82	2,200	1,520	1,155	—	—	5,795	—	760	11,431
A 2	1976	100	604	1,098	30	—	82	38	436	2,389
	77	430	733	1,480	—	—	72	967	614	4,287
	78	1,635	816	1,311	—	—	548	225	904	5,411
	79	1,103	752	1,308	14	—	403	—	1,830	5,413
	80	2,020	1,232	1,176	—	—	788	17	1,531	6,766
	81	2,282	1,357	2,670	—	—	1,268	—	953	8,528
	82	2,308	1,676	3,381	—	—	3,115	—	1,534	12,016
同構成費 (%)										
農 家	費 目	1975	76	77	78	79	80	81	82	
A 1	労 賃	24.3	20.0	/	/	—	0.5	17.6	19.2	
	生産資材費	31.3	18.3			10.2	8.7	8.4	10.1	
	賃 料 料 金	2.4	33.3			67.1	67.1	57.1	50.7	
A 2	労 賃	/	4.2	10.0	30.2	20.4	28.9	26.8	19.2	
	生産資材費		46.0	34.0	24.2	24.2	17.4	31.3	28.1	
	賃 料 料 金		3.4	1.7	10.1	10.1	11.6	14.9	25.9	

名寄農協資料

このように、農業経営における生産組織の位置づけがちがう2つの農家の、経済的なちがいは、農業経営費の内訳に現われている（この2つの農家は、農業粗収入でも農業経営費の額でも、ほとんど同じ水準で、大きなちがいは見られない）。そこで、1970年代後半から80年代にかけての、農業経営費の内訳の変化を分析すると（表29）、両者のちがいが主に、「労賃」・「生産資材費」・「賃料料金」の3つの費目に現われてきている。A2農家の場合には、もともと「生産資材費」が多く、更に1978年以後に転作野菜を積極的に導入していくなかで、急速に「労賃」支出が増加する。これに対してA1農家の場合には、D営農組合の共同作業が本格化する1976年以後、「賃料料金」が経営費の大きな部分を占めるようになった。このように、共同作業を軸とした強い規制力をもった、生産組織（個別経営の発展を前提として）に参加している農家の場合には、農業経営費のかなりの部分が生産組織を通じて支払われることがわかった。その意味で、個別経営の大きな部分がいかや応なく、農民の集団的管理の中に位置づけられることになる。これが、重要な

図8 D営農組合の経営規模階層別可処分農業所得の変化

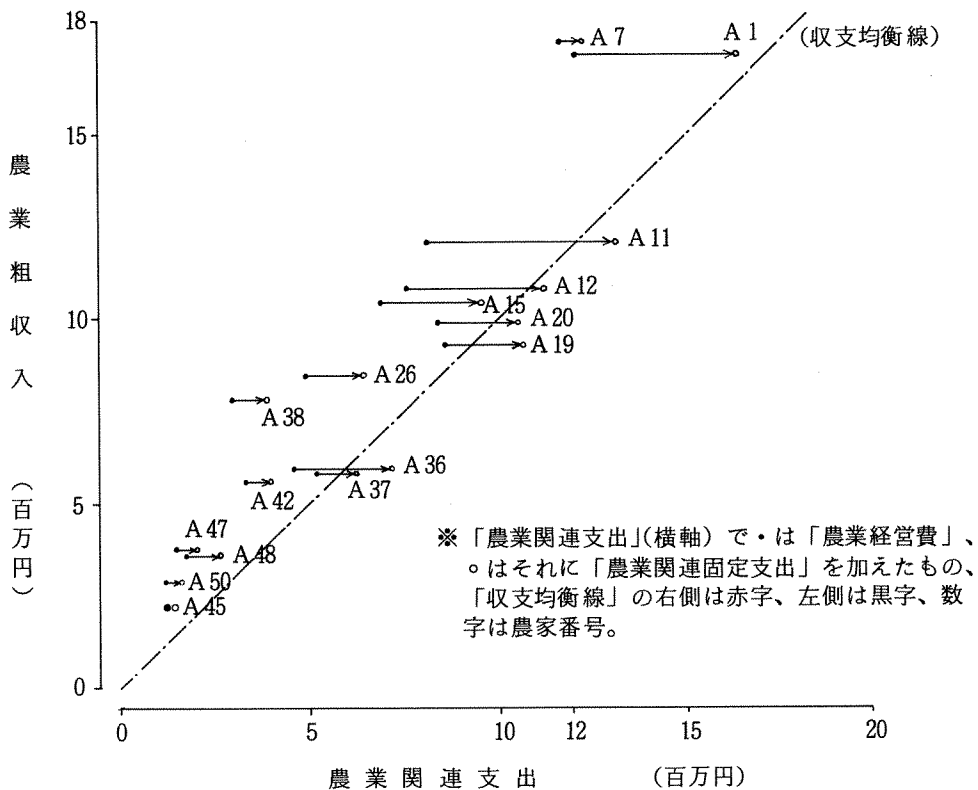


特徴であると言えるであろう。A集落の場合には、生産組織の急速な展開を通じて、全般的にこの農民の集団的管理部分が、次第に拡大されてきているのである。

このように、生産組織への参加を通じて、農家経済の一定部分が、直接に農民の集団的管理のもとに置かれるようになるとはいえ、そのことのもつ意味は経営規模によって異なっている。そこで、D営農組合員農家の可処分農業所得額の変化を、経営耕地規模階層ごとに見ると（図8）、1979年以後の経営収支の悪化のなかで、赤字を記録している農家の割合が、I階層では $\frac{3}{4}$ 、II・III階層では $\frac{5}{6}$ 、IV階層では $\frac{2}{3}$ と上・中層ほど深刻な赤字にみまわれている。

では、この上・中層の赤字は、何に原因があるのであろうか。可処分農業所得が赤字になる場合には、基本的には2つの原因が考えられる。ひとつは、農業生産を通して得られる「農業粗収入」が著しく少ない場合、ふたつ目は、「農業経営費」などの農業に関連した支出が著しく多い場合、この2つの場合である。そこで、その点を確認するために、D営農組合員農家の農業収支

図9 D営農組合員農家の農業収支



の状況を見る(図9)。すると、可処分農業所得で多くの農家が赤字を記録していた上・中層では、ほぼ共通して「農業関連固定支出」が、かなり多くなっていることがわかる。つまり、この「農業関連固定支出」の多さが、中農上・中層における農業所得の減少の重要な要因となっていると言える。

その「農業関連固定支出」の内訳について、更に詳しく分析すると、「農業関連固定支出」が多い8戸の農家(A1・A11・A12・A15・A19・A20・A26・A36)については、基本的に「租税公課」・「負債整理」・「土地買入」による支出が多いことがわかる。とりわけ、「負債整理」などのために借入れた長期資金の返済と、「租税公課」による支出が経営を大きく圧迫している。これは、冷害による被害の穴埋めや、70年代の中・後半期に行なわれた土地基盤整備資金など、道北地域農業の構造的後進性によって生み出されている面と、また、とりわけ水田利用再編下で、大幅転作に集団的に取り組む過程で生まれてきた必要経費という2つの側面をもって。いずれにせよ、こうした可処分農業所得の減少は、農業経営のひとつの指標であり、経営の構造を全面的に明らかにするものではない。むしろ、現在の農政のもとで、生産組織を基礎に複合化を軸とする個々の農家の積極的な経営対応が、階層間の格差の縮小という方向へ集団的に組むなかで、必然的に生み出される矛盾の現われとして理解する必要がある。その意味で、現段階の農民は個別拡大による地域(集団)の崩壊か、所得の一部を犠牲にした地域的・集団的対応かの厳しい選択に迫られているのであり、その点にこそ現在の水田利用再編対策のひとつの矛盾がある。

(7) 生産組織の教育的機能

生産組織の教育的機能には2つの側面がある。第1の側面は技術的側面であり、これは生産組織を通じて農民が作物の栽培技術や市場対応などを直接的に身につけとることを意味する。この技術的側面は、生産組織が開催する講習会や学習会などのかたちで明確に現われてくることが多いため、生産組織の教育的機能の主要な部分を示していると考えられやすい。実際にA集落にある11の生産組織のうち約半数の生産組織が、このようなかたちで農民に学習機会を提供している(表30)。しかし、藤岡氏が指摘したように、生産組織の教育的機能が技術的側面にだけとどまるならば、生産組織が農民の意識を変革し「農業・農政の主体者意識」にまで高めることはありえない。そこで、生産組織の教育的機能のもうひとつの側面である管理・運営的側面に注目する必要がある。生産組織の管理・運営的側面がどのような教育的機能を果たしているのかについては、技術的側面のように直接的なかたちでは現われてこない。それは、生産組織の実際の運営を通して、そこから生まれる農民の意識の変化を具体的に把握することによってのみ明らかにすることができる。ここでは、これまで見てきた生産組織の運営上の特徴をふまえて、これがどのような農民の意識変革を引き起こしているのかを考えたい。

D営農組合の運営をめぐる特徴は、次の5つの課題に整理することができる。第1の課題は、組織賦課金の負担問題である。これは、生産組織の運営費用(運転資金とは異なる)として使われる「賦課金」を農家がどのように負担するかという問題であり、具体的には戸割り賦課金と反割り賦課金との割合をどのように決めるかということである。この問題に対してD営農組合の参加農家の間で、事務雑費など組織の維持に直接に使われる「賦課金」は経営の規模にかかわらず負担すべきものだという一致がえられ、次第に戸割り賦課金が引き上げられてきている。このように機械・施設の「利用料」と区別して「賦課金」に独自の意味をもたせることが、経済的合理性の観点からしてどこまで有効かは問題もあるが、しかし生産組織の維持に直接かかる経費を全ての農家が平等に負担するという発想は、生産組織の必要性を共通認識として農民がもち、その民主的運営を保障しようとする農民の新たな意識ととらえることができる。

第2の課題は、機械・施設の利用料水準の問題である。生産組織の運営の安定を保障するために、生産組織の運転資金のほとんどを機械・施設の利用料が占めるようになり、利用料の水準をどのくらいに設定すが問題となる。これは、利用料と共同作業の労賃水準との関係をどのように考えるかということでもある。この問題をD営農組合では、機械の原価償却を考えて、機械の更新に支障をきたさない水準で機械の導入年次・機種に応じて細かく利用料を設定することで対応した。これにともなって、農民は機械・施設の綿密な管理を行なわねばならず、こうした管理能力の向上と運営経済合理性を意識せざるをえなくなっている。しかし、更新時に機械が次第に大型化するのにもともなって利用料が引き上げられる傾向があり、これが新たな農家負担の増加の原因となってきている。とりわけ、中・下層の農家の負担が相対的に大きく、深刻化しつつある。

第3の課題は、共同作業への出役賃金水準の問題である。生産組織が農民経営の補完組織としての本来の機能を発揮するためには、共同作業の解体=作業の受委託化をふせがなければならない。そこで、生産組織に参加している全ての農家の出役をどうやって保障していくのが問題となる。これは、出役賃金の水準を農外賃金の水準と比べてどこまで引き上げるのかという問題である。これにD営農組合は、まず農外就労に見合うだけの賃金を共同作業に出役することで確保できるように、出役賃金を兼業日当を上回る水準に設定している。また、組織内での分業・協業の進展を前提に、すべての共同作業の賃金が同一化される傾向にある。その中で、生産組織の

表30 A集落における農業生産組織の学習機会

設立年次	生産組織名	機能	学習機会
1965	共同防除組合	水稻系(防除) 共同作業型	なし
74	D 営農組合	水稻・転作両系 共同作業型	76年以降に本格的に営農組合として機械・施設の共同利用、共同作業を開始するに当って、組合員の研修会・見学会を盛んに行なっている。(76年10回, 77年13回, 78年3回, 79年3回, 80年1回, 82年4回) その後も機械・施設などの知識を中心に研修会・見学会を継続している。
	イチゴ生産組合	転作系 共同作業型	設立当初にはイチゴの作付技術の学習のため何度か継続して組合員の学習会を開いているが、その後は道北青果農協連のイチゴ生産部会への参加を通じてイチゴの市況・規格などの知識を得ているにすぎない。
79	ビート生産組合	転作系 共同作業型	N甜菜製糖株式会社(本社東京)の名寄原料事務所が毎年1回開催する「甜菜奨励懇談会」に参加するほか、同事務所が作成した「増収技術参考資料」や各農家に作業適期と方法を通知するハガキなどを通じて知識・情報を得ている。(農家はN社との契約栽培をしている)
80	W 営農集団	転作系 共同利用型	なし
	S 営農集団	転作系 共同利用型	水田利用再編下に集団的転作対応への模索としてアスパラの技術導入をはかる。(後にアスパラ生産組合を設立)
81	E 営農集団	転作系 共同利用型	なし
	アスパラ生産組合	転作系 技術交流型	当初はS営農集団を基礎にアスパラの共同選果と独自出荷を目ざして共同出役による土地改良も試みていたが、道北青果農協連アスパラ生産部会が設立されるに及んでその機能は縮小されてアスパラ栽培技術と市況に関する情報交換の場となっている。
	たまねぎ生産組合	転作系 共同利用型	道北青果農協連のたまねぎ生産部会が毎年1回開催する講習会に参加するほか、毎年1回富良野・北見のたまねぎ主産地の農家を交互に視察するなどの研修を行なっている。
82	N 営農集団	水稻系(防除) 共同作業型	なし
	機械利用組合	水稻系 共同作業型	なし

運営に直接かかわる共同事務の重要性が認識され、出役賃金に見合う額が労賃として支払われるようになったことは重要である。ここから、農民の間にV範疇の評価が農業の内在的論理から裏づけられるようになってきており、更に労働の質のちがいを認めつつ正当に評価する思考が定着してきていると言える。しかしながら、他方で男女間の賃金格差が作業分担との関連で固定化しているなどの問題も見逃がせない。

第4の課題は、共同作業の労働組織編成の問題である。共同作業を維持していくためには、賃金水準ばかりでなく労働力配分の点でも個別農民経営との調整がはからなければならない。これは家族労働力を基礎とした農民経営を否定せず、それを補完するものとして共同労働がどこまで位置づけられるのかということである。これに対してD営農組合では、主要共同作業への全戸出役を原則として、実際の作業分担は経営規模に関係なく性別・年齢などの農業労働力としての適正に合わせて行なおうとしてきた。また、農繁期以外の就労の場を確保するために、農協管内の麦乾作業を受託するなど、中・上層農家の兼業流出に歯止めをかけようとする努力が見られる。つまり、農民の意識として分業・協業体制のもとでの労働管理と就労の場の確保の視点が生まれてきているのである。

第5の課題は、農民経営の複合化の問題である。複合利用段階の生産組織では、生産組織への参加を通じて個別農民経営の複合化がはからなければならない。そこで、生産組織自体が他の組織との調整を行ないうるような、「開かれた」運営形態をとる必要がある。この点でD営農組合における共同化は、水稻など基幹的な作物について「一貫」した共同作業体系をもつ反面、個別農民経営の作付体系にあわせて自由に参加できる畑作物（転作）を対象とした機能的な生産組織との関係を前提にしている。このように、もはや農民は経営形態の選択を単に個別農民経営と生産組織との関係ばかりでなく、地域的に保障していこうとする視点をもちつつある。

注

- 11) この点については、拙論「水田利用再編下における農民層分解の動向」（『北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書第27号』1985年、所収）において明らかにしている。

第5章 ま と め

本稿の課題は、現段階における農民の主体形成に関する重要な概念として農民の「民主的人格」の形成があることを前提に、その内実を解明するために生産組織の発展にかかわって農民の意識がどのように変化したのかを明らかにすることであった。これは、生産組織の機能から言えば、まさに教育的機能と捉えることができるものである。しかし、生産組織の構造と性格が歴史的に変化するにつれて、その教育的機能も変化せざるをえない。1950年代の末から60年代に広範に展開した集団栽培型生産組織の教育的機能について、すでに三好四郎・森博男の両氏のほか藤岡貞彦氏などがその解明を試みている。三好・森両氏はこれを農民の「意識変革」としてとらえ、その内実を①共同意識の向上、②V範疇の認識と規定したのに対して、藤岡氏はそれが「農業・農政の主体者」意識にまで高まらなければならないとした。この両者の指摘は一定の妥当性をもちつつも、その後の生産組織の発展の中で農民の間に定着したわけではなかった。そこには、生産組織の発展方向と本来的性格についての誤算、すなわち生産組織を自作農型家族経営からの過渡形態ないしは代替形態と考える誤りがあったからである。このような見方に立つ限り、構造農政

と言われる農業「近代化」政策の矛盾を克服する農民の地域的・集团的生産力の形成を前提として、農民の主体形成の過程を把えることは困難となる。

そこで本稿では、生産組織をあくまでも個別農民経営の発展を補完する組織として位置づけ、そのようなものとして農民が生産組織にかかわる中で、農民の主体形成はすすむと考えた。そして、とりわけ生産組織の管理・運営的側面を通じて、その教育的機能が発揮されるものであり、実際の生産組織の運営を分析することによって、現段階（複合利用段階）の生産組織は次の5つの点で意識変革を促していることが明らかとなった。①生産組織の必要性についての共通認識、②機械・施設の綿密な管理と経済合理性の意識、③質のちがいをふまえたV範疇の評価、④分業・協業における労働管理と就業の場の確保、⑤経営の複合化の地域的保障、である。こうした農民の意識変化は、本来ひとりひとりの農民の発達過程を通じて、はじめて主体形成と把握できるものであるが、その課題は別稿にゆずりたい。